

# 「広域連携に関する研究」 報告書

(「基礎自治機能の維持・充実にに関する研究」Ⅱ)

2018年12月

大阪府総務部市町村課



# 目 次

本報告書のあらまし	
1. 趣旨・ねらい	2
2. 全体構成	2
3. 各章のポイント（要約）	3
第1章 広域連携の手法と取組状況	
1. 地方自治法に基づく事務の共同処理	5
2. 各種協定等に基づく連携	10
第2章 連携の効果と課題	
1. 連携によって得られる一般的な効果	11
2. 連携にあたっての課題	13
第3章 モデル事例の提示	
1. 提示の目的	14
2. モデル事例1 物品等の共同調達	14
3. モデル事例2 文化財調査の広域化	22
4. モデル事例3 広域での公共施設の統廃合・共同設置	27
5. 連携を進めるにあたって	40
第4章 新たな試みの提案	
1. 提案の目的	41
2. 検討の方向性	41
3. 「区域」を越えた連携の候補事務	42
4. 連携体制等の提案	43
5. 連携を進めるにあたって	52
第5章 課題事項への対応	
1. 連携にかかる課題とその背景	53
2. 費用負担に関する課題	53
3. 人的負担に関する課題（特に機関等の共同設置に関するもの）	55
4. 幹事団体の負担に関する課題	58
<参考資料>	
① 基礎自治機能の維持・充実にに関する研究会 設置要綱	60
② 「広域連携に関する研究会」概要	61
③ 中小企業官公需特定品目	62
④ 物品等の共同調達 協定書例	63
⑤ 物品等の共同調達 入札公告例	65
⑥ 広域での公共施設の統廃合・共同設置 費用計算詳細	67
⑦ 広域での公共施設の統廃合・共同設置 協定書例	74

# 本報告書のあらまし

## 1. 趣旨・ねらい

「基礎自治機能の維持・充実にに関する研究会」では、府内市町村が将来にわたって住民サービスを維持・充実していくにあたり必要となる方策について、府と市町村が共同で、テーマ別に検討・研究を進めている。

本研究に先立って報告書を取りまとめた「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究」で指摘しているとおり、今後、府内市町村では福祉をはじめとする様々な分野で行政課題が発生し、その果たすべき役割はより大きくなる一方で、行財政運営はより厳しい状況になると見込まれる。そのため、府内市町村には、これまで以上に安定した行財政基盤づくりが求められるが、各市町村はこれまでも継続的に行財政改革に取り組んできており、従来と同様の取組みを行うだけでは限界がある。そこで、これまで以上に他市町村との連携を進めるなど、地域全体で協力して行政課題に対応していくことが重要となる。

このような状況を受け、「広域連携に関する研究会」において、新たな広域連携の促進につながるような具体的方策を提示・提案することをねらいとして、検討・研究を行った。

府内市町村間では、これまでも、消防やごみ処理をはじめとする幅広い分野で広域連携が進められてきた。その一方で、新たに連携を進めるにあたっては、連携に適した事務の選定、費用負担をはじめとする団体間調整等の面で課題がある。そこで、研究にあたっては、「どのように課題を乗り越え、連携を進めていくか」という観点から、実務面での対応を中心に検討を進めた（このため、研究の対象は、府の各部局において広域化を検討・推進中の事務（消防・ごみ処理等）以外のものとした。）。

この報告書は、同研究会での研究をもとに、市町村間の広域連携の促進に向けた具体的方策について、府総務部市町村課が取りまとめたものである。

## 2. 全体構成

本報告書では、まず第1章で広域連携の手法と近年の取組状況について紹介した後、第2章で連携によって得られる一般的な効果や連携にあたっての課題を整理して示す。

その上で、連携に適した事務として、第3章では、市町村のニーズが高く、メリットが見込まれる事務をモデル事例として具体的に提示し、第4章では、府内での連携に向けた新たな試みを提案する。

最後に、第5章では、連携にかかる課題事項への対応について検討を行い、標準的な考え方や対応策を示す。

### 3. 各章のポイント（要約）

#### < 第1章 広域連携の手法と取組状況 >

- 地方自治法は、事務の共同処理制度として7種類の広域連携の手法を設けており、様々な分野で広く活用されている。府内では「機関等の共同設置」「事務委託」「一部事務組合」での連携事例が多い。
- 地方自治法に基づく事務の共同処理のほかに、近年は、同法に基づかない連携事例も多い。

#### < 第2章 連携の効果と課題 >

- 連携によって得られる一般的な効果と連携にあたっての課題は、以下のとおりである。

##### 【効果】

- ・職員配置の効率化、各種発注の効率化、公共施設数の削減、国庫支出金の交付対象化といった効果があり、費用が削減できる。
- ・職員の事務執行力の向上や人材の安定的な確保といった人的メリットがあり、住民サービス等の向上にもつながる。

##### 【課題】

- ・一般的に、窓口業務や相談業務等の住民対応を伴う事務での連携は容易ではない。また、市町村独自の施策に関連する事務など、団体間で内容の違いが大きいものも連携は難しいと考えられる。
- ・連携にあたっては、取組みの開始時を中心に、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要することが多く、連携を進める際の支障となっている。

#### < 第3章 モデル事例の提示 >

- 市町村のニーズが高く、メリットが見込まれる事務をモデル事例に選定し、連携の手法や人的・財政的メリットを具体的に示す。

##### 【モデル事例1 物品等の共同調達】

- ・共同調達により調達案件の規模が拡大し、スケールメリットによりコスト削減が期待できる。
- ・契約に関する地方自治法等の法令は、団体単独での調達を前提としていることから、共同調達の適切な手法や具体的な手順を提示する。
- ・共同調達に適した物品は、一定の発注量の確保と仕様の統一が可能で、調達先に地元業者が想定されないものであり、防災備蓄品、A E Dや旅券交付用の専用端末等が考えられる。

##### 【モデル事例2 文化財調査の広域化】

- ・連携により一定数の専門職員を確保することで、知識やノウハウの継承につながる。また、専門性を発揮しやすい環境となることで、採用応募者数の増加が見込まれ、優秀な人材の確保につながる。
- ・「3以上の比較的小規模な団体間の連携」と「大規模団体と小規模団体の2団体間の連携」の2つのケースについて、連携の手法、人員体制や費用負担等を具体的に提示する。

### 【モデル事例3 広域での公共施設の統廃合・共同設置】

- ・公共施設の整備や維持管理には多額の費用を要する。連携によって近隣団体の施設を利用することができれば、市町村内に通常は一箇所しかない大規模施設の廃止は現実的な選択肢となる。
- ・**文化会館、中央図書館、総合体育館の3施設について、「地域全体での統廃合モデル」と「隣接する数団体での統廃合モデル」の2つのケースで、広域で統廃合・共同設置を行った場合のシミュレーションを行い、財政効果を提示する。**

## < 第4章 新たな試みの提案 >

- 他の都道府県では、全市町村または大多数の市町村間で連携している事例があるが、府内では、7地域の区割りを基本とした地域（以下、「区域」という。）での連携は進んでいるものの、「区域」を越えた連携事例は少ない。そこで、**「区域」を越えた連携を、府内での新たな試みとして提案**する。

### 【公平委員会・行政不服審査会の広域化】

- ・「区域」を越えた連携に適した事務として、**専門性が高く業務量が少ない「公平委員会」と「行政不服審査会」を提案し、連携の手法、人員体制や費用負担を具体的に示す。**
- ・連携が実現すると、**専門性の向上、ノウハウの蓄積や業務効率の向上が図られ、安定した審査体制を確保**することができる。

## < 第5章 課題事項への対応 >

- 新たな連携の調整段階、または連携後に発生する代表的な課題を取り上げ、標準的な考え方や対応策を示す。

### 【費用負担に関する課題】

- ・各団体の費用負担額は、連携によって享受できる効果に応じたものとするべきであり、負担割合の決定にあたっては、毎年度最新の指標を用いることが適当である。
- ・**事務処理実績に基づき負担割合を設定する「実績割」が最も妥当**であるが、**費用の一部を各団体が均等に負担する「均等割」にも合理性がある。**

### 【人的負担に関する課題】

- ・内部組織の共同設置により連携を行う際の職員配置に関する課題への対応策として、**幹事団体の職員のみで組織を構成する方式の導入を提案**する。
- ・より公平な職員人件費の負担方法として、**人件費の標準額の設定を提案**する。

### 【幹事団体の負担に関する課題】

- ・各種調整や取りまとめ等を行う幹事団体の負担が大きいために連携を進める上での支障となるが、一定の負担は避けられないため、**幹事団体へのインセンティブ強化を提案**する。

## 第1章 広域連携の手法と取組状況

### 1. 地方自治法に基づく事務の共同処理

#### (1) 概要と特徴

地方自治法は、事務の共同処理制度として7種類の広域連携の手法を設けており、様々な分野で広く活用されている。

これらの手法は、法令に基づく権限の行使について共同で処理できる点に大きな意義がある。また、連携開始、事務の追加等に伴う規約変更や連携解消の際は構成団体の議会の議決を経る必要があることから、簡便性や迅速性に欠ける面はあるものの、将来にわたり安定して連携を続けられるという利点がある。

ここでは、府内で活用事例の多い「機関等の共同設置」「事務委託」「一部事務組合」について、概要と特徴を簡単に整理する。

#### (i) 機関等の共同設置

機関等の共同設置は、地方公共団体間の協議により規約を定め、地方公共団体の機関等を共同して設置するものである。共同設置された機関等は、各構成団体の共通の機関等としての性格を有し、管理・執行の効果は、それぞれの団体に帰属する。その対象は、かつては委員会等の「機関」に限定されていたが、2011年（平成23年）8月に地方自治法が一部改正され、長の内部組織や委員会・委員の事務局等にも共同設置の範囲が拡大された。

この手法は、法人の設立を要しない簡便な仕組みであり、権限の移動を伴わないのが特徴である。一方で、共同設置された機関等は、構成団体それぞれに属する機関等とみなされるため、全ての構成団体において関係する例規の整備や議会対応が必要となる。

#### (ii) 事務委託

事務委託は、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委ねるものである。事務を受託した団体が当該事務を処理することにより、委託した団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果が生じる。

この手法は、法人の設立を要しない簡便な仕組みであり、権限と責任が事務を受託した団体へ移動することにより効率的な事務処理が可能となるという特徴がある。一方で、委託した団体は当該事務に関して権限を行使することができなくなる。

#### (iii) 一部事務組合

一部事務組合は、二以上の地方公共団体が、事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体である。共同処理するものとされた事務は、組合の名において処理する。

この手法は、組合が独立の法人格を持ち、財産の保有が可能であるといった特徴がある。一方で、組合議会の設置を要し、関係する条例・規則等は組合が制定する必要があるなど、組織を運営するにあたってのコストが高く、簡便な仕組みとは言い難い。

## (2) 府内での取組状況

府内では、地方自治法が施行された直後の1948年（昭和23年）に消防分野で複数の一部事務組合が設立され、1970年頃にかけて、ごみ処理や火葬場等の分野で多くの広域連携が進められた。その後も、休日診療、福祉に関する審査会、市町村の境界付近での各種住民サービスをはじめとする様々な分野で連携が進んだ。

さらに、2011年（平成23年）以降は、府から市町村へ権限移譲された事務の共同処理を目的に、教職員人事協議会の設置、広域福祉課・広域まちづくり課といった内部組織の共同設置が実現した。これらは、いずれも全国初の事例となった。また、旅券発給事務等では、小規模団体が、周辺の比較的大規模な団体へ事務を委託する事例も多くある。

府内における共同処理事例は[図表 1-3]のとおりで、これらを手法で分類すると、事務委託が最も多く全体の47.2%を占め、一部事務組合が29.2%、機関等の共同設置が14.2%と続いている[図表 1-1]。

また、事務の内容で分類すると、福祉・医療関係の事務が最も多く全体の23.6%を占め、ごみ処理施設・し尿処理施設の管理運営等が18.9%、消防が12.3%となっている[図表 1-2]。

図表 1-1 府内における共同処理事例（手法別）（2017年11月現在）

連携手法	件数	割合
事務委託	50	47.2%
一部事務組合	31	29.2%
機関等の共同設置	15	14.2%
協議会	7	6.6%
広域連合	3	2.8%
計	106	

出典：（公財）大阪府市町村振興協会「大阪府市町村ハンドブック」（2017年11月）から作成

図表 1-2 府内における共同処理事例（事務内容別）（2017年11月現在）

事務内容	件数	割合
福祉・医療	25	23.6%
ごみ処理・し尿処理	20	18.9%
消防	13	12.3%
水道	9	8.5%
環境	7	6.6%
就学事務	7	6.6%
火葬場	5	4.7%
旅券	5	4.7%
競艇・宝くじ	4	3.8%
水防	4	3.8%
その他	7	6.6%
計	106	

※端数処理の関係で、割合の各項目の合計は100%とならない。

出典：（公財）大阪府市町村振興協会「大阪府市町村ハンドブック」（2017年11月）から作成



図表 1-3 府内における共同処理事例一覧（2017年11月現在）

①協議会（地方自治法第252条の2の2の規定に基づくもの）

名称	設置年月日	構成団体	事務の内容
近畿宝くじ事務協議会	S30. 4. 1	京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、滋賀県、奈良県、和歌山県	当せん金附証票のうち、共同して発売するものに関する事務
住之江競艇施行者協議会	S46. 3. 1	大阪府都市競艇企業団、箕面市	データベースの管理運営
北河内夜間救急センター協議会	S55. 7. 1	守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、交野市、四條畷市	夜間急病患者の診療に関する事務
北河内二次救急医療協議会	H12. 4. 1	守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、交野市、四條畷市	二次救急医療に関する事務
泉州北部小児初期救急医療協議会	H18. 4. 1	岸和田市、高石市、和泉市、泉大津市、貝塚市、忠岡町	小児初期救急医療に関する事務
大阪府豊能地区教職員人事協議会	H24. 4. 1	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	府費負担教職員の人事行政に関する事務
吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会	H26. 2. 1	吹田市、摂津市	災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報伝達等に関する事務

②一部事務組合

区分	組合名	設立年月日	構成市町村	共同処理する事務
水防	恩智川水防事務組合	S34. 5. 1	八尾市、東大阪市	水防事務
	淀川左岸水防事務組合	S33. 12. 1	大阪市、枚方市、寝屋川市、守口市、大東市、東大阪市、門真市、四條畷市	水防事務
	大和川右岸水防事務組合	S33. 12. 1	大阪市、八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市	水防事務
	淀川右岸水防事務組合	S35. 2. 15	大阪市、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、摂津市、島本町	水防事務
消防	守口市門真市消防組合	S23. 3. 7	守口市、門真市	消防事務、保安関係事務
	枚方寝屋川消防組合	S23. 3. 7	枚方市、寝屋川市	消防事務、保安関係事務
	柏原羽曳野藤井寺消防組合	S38. 9. 27	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	消防事務、保安関係事務
	泉州南消防組合	H24. 11. 14	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	消防事務、保安関係事務
	大東四條畷消防組合	H25. 11. 1	大東市、四條畷市	消防事務、保安関係事務
水道	泉北水道企業団	S35. 3. 15	泉大津市、和泉市、高石市	水道用水供給事業
	大阪広域水道企業団	H22. 11. 2	大阪府を除く府内全市町村	水道用水供給事業、水道事業、水道事業の受託・技術支援に関する事務、工業用水道事業
火葬場	八尾市柏原市火葬場組合	S32. 4. 1	八尾市、柏原市	火葬場、墓地に関する事務
	泉大津市、和泉市墓地組合	S26. 7. 16	泉大津市、和泉市	共有墓地の管理
	高石市泉大津市墓地組合	S30. 1. 18	高石市、泉大津市	火葬場、墓地に関する事務
	飯盛霊園組合	S40. 3. 17	守口市、門真市、大東市、四條畷市	火葬場、墓地公園の管理、葬儀に関する事務
清掃	豊中市伊丹市クリーンランド	S36. 3. 20	豊中市、伊丹市	ごみ処理施設の設置・管理、余熱利用施設の管理
	泉北環境整備施設組合	S38. 2. 1	泉大津市、和泉市、高石市	し尿、ごみ処理場の設置及び維持管理、王子川都市下水道の維持管理
	柏原藤井寺環境事業組合	S39. 2. 14	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	し尿、ごみ処理場の設置、維持管理、運営、余熱利用施設の設置・管理運営
	泉佐野市田尻町清掃施設組合	S40. 5. 24	泉佐野市、田尻町	じん芥焼却場、し尿処理場の設置・管理・経営
	東大阪都市清掃施設組合	S40. 10. 4	東大阪市、大東市	ごみ焼却場の設置・管理
	四條畷市交野市清掃施設組合	S41. 1. 20	四條畷市、交野市	ごみ焼却場の設置・管理・運営
	岸和田市貝塚市清掃施設組合	S41. 9. 5	岸和田市、貝塚市	じん芥処理場の設置・管理、じん芥処理
	南河内環境事業組合	S42. 10. 19	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村	処理場（ごみ、し尿）の設置・維持・管理
	泉南清掃事務組合	S42. 10. 21	泉南市、阪南市	ごみ処理施設・廃熱利用による温水プールの設置・維持・管理
	豊能郡環境施設組合	S61. 4. 1	豊能町、能勢町	ごみ処理施設の維持管理・ごみ処理施設に起因する環境の汚染への対策等に関する事務
	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	H12. 8. 11	豊能町、能勢町、川西市、猪名川町	ごみ処理施設、リサイクルプラザの建設・運営
	北河内4市リサイクル施設組合	H16. 6. 1	枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市	選別・圧縮梱包処理施設の設置・管理運営
	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	H26. 11. 25	大阪市、八尾市、松原市	ごみ処理施設の設置及び管理運営、最終処分
枚方京田辺環境施設組合	H28. 5. 31	枚方市、京田辺市	ごみ処理施設の設置	
その他	藤井寺市柏原市学校給食組合	S45. 12. 25	藤井寺市、柏原市	給食調理場の設置・管理運営
	大阪府都市競艇企業団	S27. 8. 11	堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市	モーターボート競走事業

③広域連合

区分	連合名	設立年月日	構成団体	処理する事務
介護保険	くすのき広域連合	H11. 5. 6	守口市、門真市、四條畷市	介護保険事務全般、国民健康保険事業広域化の調査研究
後期高齢者医療	大阪府後期高齢者医療広域連合	H19. 1. 17	府内全市町村	後期高齢者医療制度事務
その他	関西広域連合	H22. 12. 1	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、京都府	広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等に関する事業の実施及びその他の広域にわたる政策の企画調整等

④事務委託（市町村相互間）（地方自治法第252条の14の規定に基づくもの）

区分	事務の種類	委託団体	受託団体	開始年月日
大阪府外にわたるもの	下水処理事務	八幡市	枚方市	S46.10.20
	児童・生徒の就学事務	京都市	高槻市	S41.4.1
	競艇事業	箕面市	みどり市、青梅市、府中市、蒲郡市、常滑市、津市、尼崎市、伊丹市、倉敷市、下関市、周南市、鳴門市、丸亀市、北九州市、福岡市、芦屋町、唐津市、大村市	H17.4.1
大阪府内のもの	休日診療事務	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市	S50.10.1
		太子町、河南町、千早赤阪村	富田林市	S53.6.1
	保育の実施	泉佐野市	貝塚市	H10.7.1
	上水道施設の管理運営	富田林市	河内長野市	S55.4.1
		豊能町	池田市	S57.4.1
	下水道の処理事務	東大阪市	大阪市	S39.11.26
		和泉市	堺市	S60.4.1
		泉大津市	高石市	H26.4.1
		泉佐野市	貝塚市	H28.4.1
	ごみ処理事務	熊取町	貝塚市	S47.10.1
		泉佐野市	貝塚市	H10.7.1
	し尿処理事務	熊取町	貝塚市	S47.10.1
		泉佐野市	貝塚市	H10.7.1
		島本町	高槻市	H29.4.1
		堺市、大阪狭山市	大阪狭山市、堺市	S50.4.1
	消防事務	熊取町	貝塚市	S44.4.1
		和泉市	堺市	S50.4.1
		泉佐野市	貝塚市	H10.7.1
		藤井寺市	八尾市	H22.4.1
	消防事務	太子町	富田林市	S49.4.1
		千早赤阪村	富田林市	S49.4.1
		高石市	堺市	H20.10.1
		豊能町	箕面市	H28.4.1
		河南町	富田林市	H26.10.1
	葬儀事務	能勢町	豊中市	H27.4.1
		泉佐野市	貝塚市	H10.7.1
	再資源化事務	田尻町	泉佐野市	H22.4.1
大阪府から移譲される事務の一部	忠岡町	泉大津市	H23.10.1	
	太子町、河南町、千早赤阪村	富田林市	H26.10.1	
	島本町	高槻市	H27.1.5	
	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市	H28.4.1	
	豊能町	池田市	H29.7.1	
	能勢町	豊中市	H29.10.1	
	田尻町	泉南市	H29.10.1	

⑤機関等の共同設置（市町村相互間）（地方自治法第252条の7の規定に基づくもの）

機関等の名称	事務の種類	設置団体	設置年月日
池田市豊能町能勢町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町	H11.7.1
泉佐野市田尻町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町	H11.7.1
阪南市泉南市岬町介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町	H11.7.1
河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会	介護保険法に規定する審査判定業務	河南町、太子町、千早赤阪村	H11.6.25
阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	阪南市、泉南市、岬町	H18.4.1
泉佐野市田尻町障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	泉佐野市、田尻町	H18.4.1
池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	池田市、豊能町、能勢町	H18.4.1
池田市箕面市豊能町能勢町共同処理センター	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	H23.10.1
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村広域まちづくり課及び広域福祉課	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	H24.1.1
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村公害規制等広域担当職員	大阪府から移譲される事務の一部	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	H24.1.1
岸和田市泉大津市貝塚市和泉市高石市忠岡町広域事業者指導課	大阪府から移譲される事務の一部及び指定地域密着型介護サービス事業者の指定等に関する事務等	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町	H24.1.1
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会	障害者総合支援法に規定する審査判定業務	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	H25.4.1
泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町広域福祉課	大阪府から移譲される事務の一部及び社会福祉法人の設立認可等に関する事務等	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	H25.4.1
南河内広域公平委員会	地方公務員法に規定する公平委員会の事務等	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	H27.4.1
泉南市、阪南市、田尻町、岬町広域まちづくり課	大阪府から移譲される事務の一部及び市街化区域に限る開発行為の許可等に関する事務等	泉南市、阪南市、田尻町、岬町	H29.10.1

出典：（公財）大阪府市町村振興協会「大阪府市町村ハンドブック」（2017年11月）

### (3) 全国の取組状況

総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 28 年 7 月 1 日現在）」によると、全国での共同処理の総件数は 8,876 件となっている。

これらを手法で分類すると、事務委託が最も多く全体の 72.6%を占め、一部事務組合が 16.8%、機関等の共同設置が 5.0%となっている[図表 1-4]。

事務の内容で分類すると、機関等の共同設置では、介護区分認定審査が 29.1%で最も多く、公平委員会が 26.4%、障害区分認定審査が 23.9%の順となっている。

事務委託では、住民票の写し等の交付が 22.0%で最も多く、公平委員会が 17.7%、競艇が 13.3%の順となっている。

一部事務組合では、ごみ処理が 27.2%で最も多く、し尿処理が 22.6%、救急が 18.2%の順となっている[図表 1-5]。

図表 1-4 全国における共同処理事例（手法別）（2016 年 7 月現在）

連携手法	件数	割合
事務委託	6,443	72.6%
一部事務組合	1,493	16.8%
機関等の共同設置	444	5.0%
協議会	202	2.3%
連携協約	175	2.0%
広域連合	116	1.3%
事務の代替執行	2	0.02%
地方開発事業団	1	0.01%
計	8,876	

※端数処理の関係で、割合の各項目の合計は 100%とならない。

出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 28 年 7 月 1 日現在）」（2016 年 12 月）から作成

図表 1-5 全国における主な共同処理事例（処理方式別・事務内容別）（2016 年 7 月現在）

連携手法	事務内容	件数	割合
機関等の共同設置	介護区分認定審査	129	29.1%
	公平委員会	117	26.4%
	障害区分認定審査	106	23.9%
事務委託	住民票の写し等の交付	1,417	22.0%
	公平委員会	1,141	17.7%
	競艇	854	13.3%
一部事務組合	ごみ処理	406	27.2%
	し尿処理	337	22.6%
	救急	271	18.2%

出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 28 年 7 月 1 日現在）」（2016 年 12 月）から作成

## 2. 各種協定等に基づく連携

### (1) 概要と特徴

地方自治法に基づく事務の共同処理のほか、近年は、同法に基づかない連携事例も多くみられる。

これらの連携には、職員の相互併任や協定によって事務の共同化を図るもの、私法上の契約行為によるもの等があり、具体的な事例としては、広域観光振興、イベントの共同開催、図書館の相互利用等が挙げられる。

この手法は、簡便かつ迅速に連携を進められる点に大きな特徴がある。その反面、首長の交代といった事情により連携が終了する可能性もあり、安定性という点では課題もある。また、共同化できるのは事実行為のみで、法令に基づく権限の行使はできない点で、対象とできる取組みには制約がある。

### (2) 府内での取組状況

各種協定等に基づく連携については、府内・全国のいずれにおいても、これまで取組状況の調査は実施されてこなかった。

そこで、研究にあたり府内市町村の事例を調査したところ、約 750 件の取組みが確認できた。これらのうち最も多いのは、消防の相互応援協定や災害対応など防災に関するもので、約 400 件と過半を占めている。その他では、観光プロモーションやイベントの共同実施、図書館の相互利用といった連携が、それぞれ数十件ずつ実施されている [図表 1-6]。

図表 1-6 府内における各種協定等に基づく連携事例のうち代表的なもの（2018 年 5 月現在）

分類	概要
消防・防災	大規模災害時の相互応援、はしご付消防自動車の共同運用
医療・福祉	各種健診事業、夜間・休日医療、救急医療相談、在宅医療・介護連携推進事業
子育て・教育	保育施設の相互利用、図書館の相互利用、スポーツ施設の相互利用
環境	ごみ処理施設整備期間中の相互支援、使用済み小型家電の再資源化
上下水道	水質管理・水質検査業務
地域振興	観光施策での連携、各種イベントの共同実施
その他	情報システムの共同化（クラウド化）、消費生活相談の広域化、研修・人材育成等、各種連絡調整会議

(府総務部市町村課まとめ)

### (3) 他の都道府県での取組状況

他の都道府県の事例について、宮城、群馬、愛知、兵庫、広島、熊本の各県内市町村を対象に調査を行ったところ、代表的な取組みは府内とほぼ同様で、最も多いものも同様に防災に関するものであった。また、府内では事例がないものとしては、企業誘致、コミュニティバスの共同運行といったものがあつた。

## 第2章 連携の効果と課題

### 1. 連携によって得られる一般的な効果

#### (1) 財政的メリット

厳しい財政状況のもと、市町村が連携を進めるにあたって特に関心が高い事項は、連携によって得られる財政的メリットであると考えられる。その内容は、主に以下の4点である。

#### (i) 職員配置の効率化

各市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務について、団体規模に関わらず、これを処理するための体制の確保が求められている。そのため、当該事務の発生が少ない市町村であっても、一定の職員を配置した上で必要な知識の習得にあっている。特に、専門職員を要する事務においては、業務量が1人分に満たない場合であっても、最低1人の職員を配置する必要が生じる。

そこで、連携により担当職員が複数団体の事務を一括して処理することで、一定の案件数が確保され、職員配置の効率化が図られる。

#### (ii) 各種発注の効率化

連携事務に関連して物品購入や委託等の契約を締結する場合、連携により発注規模が拡大することで、一般的に、各市町村が個別に発注した場合より有利な条件で契約が締結できると考えられる。

また、連携事務の処理にあたり情報システム等を使用している場合は、連携により一本化することで、重複する費用を大幅に削減できると考えられる。

#### (iii) 公共施設数の削減

後に第3章で提示するように、文化会館等の市町村内に通常一箇所しかないような大規模な公共施設についても、連携により他団体の施設の利用が可能となることで、廃止が現実的な選択肢となる。

市町村が保有する施設の整備や維持管理には多額の費用を要することから、施設数の削減が実現した場合の財政的メリットは大きい。

#### (iv) 国庫支出金の交付対象化

連携により事業や施設の規模が拡大することで、国庫支出金の交付対象となり、市町村の財政負担が軽減されるものがある。

例えば、ごみ焼却施設の整備に広く活用されている環境省の「循環型社会形成推進交付金」は、適正な廃棄物処理施設の規模を確保する観点から、交付対象を人口5万人以上の市町村等に限定している。そのため、複数の小規模団体が連携してこの基準を満たすことができれば、同交付金の交付対象となり、市町村の財政負担が大幅に軽減される。

## (2) 人的メリット

今後、市町村職員は多様化・複雑化する行政課題に対応していく必要があるが、人材の採用や職員配置には様々な課題がある<sup>1</sup>。こうした状況の中で、住民へ安定的にサービスを提供していくには、職員がその事務執行力を維持・充実していくことが不可欠であるが、それぞれの団体内での取組みだけでなく、他市町村との連携も有力な選択肢となる。

しかしながら、連携による人的メリットは、財政的メリットと異なり数字で捉えることが難しい。そこで、連携を組織体制の強化の面でも重要な方策であると捉え、これまで以上に力を入れて取り組むことが必要になると考えられる。

ここでは、連携によって得られる人的メリットについて整理する。

### (i) 職員の事務執行力の向上

「財政的メリット」において述べたとおり、各市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務については、案件発生数が少ないものであっても、対応するための知識の習得や事務処理が求められる。特に、専門職種においては、職員が多くの案件を経験することで専門性を高めていくことが期待されている。

しかし、現実には、案件発生数の少ない事務については十分な知識・ノウハウの習得は容易ではない。そのため、案件が発生した際に十分な対応ができない、処理に相当の時間を要するといった課題が生じる。

そこで、連携により複数の市町村の事務を集約することで、担当職員は幅広い事例を扱うことを通じて、十分な知識・ノウハウを習得し、より高いレベルで案件を処理することが可能となる。また、多くの案件を扱うことで、事務処理の速度も向上すると考えられる。このように、連携により職員の事務執行力の向上が図られる。

さらに、専門職種においては、より専門性を発揮できる環境となることで、職員のモチベーションや仕事の魅力が高まり、優秀な人材の安定的な確保にも資すると考えられる。

これらのことは、事務ごとの案件発生数が少なく、職員数、特に専門職員数が少ない小規模団体において大きなメリットとなる。もっとも、一定の規模を有する団体においても職員数は減少しており、一部の専門職種では採用が困難となっていることから、今後、連携の人的メリットが高まっていくと考えられる。

### (ii) 住民サービス等の向上

行政課題が多様化・複雑化し、市町村の仕事の難易度が高まっていく中、連携により職員の事務執行力が向上することで、住民や事業者は、これまで以上に迅速かつきめ細やかな対応を受けられるようになる。連携による事務執行力確保は、行政内部にとどまらず、住民や事業者等にとっても大きなメリットとなる。

<sup>1</sup> 大阪府総務部市町村課「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究 報告書」(2018年) 第4章参照

## 2. 連携にあたっての課題

府内でも、広域連携に意欲のある市町村は多いが、現状では、新たな連携について具体的な検討を行う段階にまで至っている例は、さほど多くない。

その理由としては、既に広域連携は一定程度進んでおり、さらに連携に適した事務を見出すのが難しいことや、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要するといったことが考えられる。

ここでは、このような連携に関する課題事項について整理する。

### (1) 事務の内容に関するもの

市町村の事務は、住民の生活と密接な関わりがあるものが多く、こうした行政サービスは、できるだけ住民に身近なところで提供されることが望ましいと考えられる。このような事情から、一般的に、窓口業務や相談業務等の住民対応を伴う事務での連携は容易ではない。また、市町村独自の施策に関連する事務など、団体間で内容の違いが大きいものについても、連携は難しいと考えられる。

このため、市町村において連携が比較的容易な事務は、住民対応を伴わない事務のうち、法令において事務の根拠や手続きが定められているもの、定型的なもの等であると考えられ、例えば、事業者が相手方となる許認可事務、行政機関内部での事務処理や、府からの権限移譲事務等が挙げられる。

### (2) 各種調整に関するもの

連携にあたっては、取組みの開始時を中心に、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要することが多く、連携を進める際の支障となっている。

各種調整のうち、費用負担については、財政効果に直結するものであることから、調整が難航する 경우가少なくない。また、人員体制については、特に内部組織の共同設置において、連携事務に従事する職員の人選や、配置された職員への負担といった面で課題が生じた事例もみられる。

さらに、幹事団体においては、連携開始後も、連携事務にかかる予算編成、議会对応、法令改正等に伴う協定等の改正といった業務が定例的に発生する。加えて、連携開始時に決定した費用負担や人員体制は一定期間ごとに見直しが必要となるため、これらの調整等にかかる幹事団体の負担は大きい。

なお、連携の候補となる事務については第3章・第4章において、調整等にかかる課題への対応策については第5章において提示する。

## 第3章 モデル事例の提示

### 1. 提示の目的

第2章で述べたように、現状では、新たな連携について具体的な検討段階に至っている例は、さほど多くない。

そこで本研究では、府内市町村への調査結果を踏まえ、市町村のニーズが高く、かつ人的・財政的メリットが見込まれる事務として、「物品等の共同調達」「文化財調査の広域化」「広域での公共施設の統廃合・共同設置」の3件をモデル事例に選定し、連携の手法や人的・財政的メリットを具体的に示す。

### 2. モデル事例1 物品等の共同調達

#### (1) 効果と課題

各市町村が購入していた物品等の調達を集約することで、調達案件の規模が拡大し、スケールメリットによるコスト削減が期待できる。一方で、地元業者の受注機会の確保や、連携にかかる調整の手間を上回るコスト削減といった観点を踏まえると、共同調達に適した案件には一定の条件がある。

また、契約に関する地方自治法等の法令は、団体単独での調達を前提としており、共同調達の手法や手順は必ずしも広く共有されている状況ではないことから、適切な共同調達手法や具体的な手順を提示することが求められている。

#### (2) 共同調達に適した案件

##### (i) 一般的な特徴

##### ①一定の発注量が確保できるもの

発注量が多い案件、定期的に発注が見込める案件ではスケールメリットが得やすい。

##### ②仕様が統一できるもの

団体間で仕様が統一されていない場合、予定価格の決定をはじめとする事務処理が煩雑化するため、仕様や単価を完全に同一にすることが望ましい。

仕様の違いにより各団体で調達する物品の単価に違いが出ると、総額で最低価格の業者に決定しても、個別の団体では同額または不利な結果となる可能性がある[図表 3-1-1]。

なお、仕様が異なる場合でも、例えば、構成団体全体の調達金額に対する各団体の契約額の割合を発注者があらかじめ指定しておく等の方法により、この課題に対応することは可能である。ただし、具体的な方法の決定にあたっては、公正な積算方法について検討する必要があるが、先行事例が蓄積されていないことから、連携の当事者のみでは解決が難しいことも想定される。このような場合には、それぞれの案件に応じて、府として必要な情報提供を行っていく。



《例》 仕様・単価が同一の物品を共同調達した場合は、総額で最低価格の業者が、いずれの団体の調達分についても最低価格となる。

しかし、仕様が異なる物品の場合は、業者によって各物品の単価設定に差が生じるため、総額で最低価格の業者であっても、個別の団体では最低価格とならない場合がある。

入札の結果が下表となった場合、3団体の合計金額ではX業者が最低価格となるが、団体C分ではY業者が最低価格となる。また、団体B分では両者が同額となる。

図表 3-1-1 A、B、Cの3団体で共同調達を行った場合の価格内訳（例）

団体名	X業者	Y業者
A	100万円×3個 =300万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体A分 最低価格</span>	120万円×3個 =360万円
B	60万円×5個 =300万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同額</span>	60万円×5個 =300万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">同額</span>
C	150万円×2個 =300万円	130万円×2個 =260万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体C分 最低価格</span>
合計	900万円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全体 最低価格</span>	920万円

### ③調達先に地元業者が想定されないもの

地元業者への受注機会の確保の観点から、共同調達の対象となる物品は、取扱業者として大手企業が想定されるものが望ましい。

なお、中小企業庁は中小企業や小規模事業者の受注機会の増大に向け、「中小企業官公需特定品目」を指定している（P 62 参照）。この品目に該当する物品については、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとされていることから、共同調達の対象案件は、これに該当しないものであることが必要となる。

《参考》中小企業庁「官公需契約の手引 施策の概要」（平成 29 年度版）より一部抜粋

官公需施策の概要（P 1）

- (1) 国等の物件、工事及び役務の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための施策（官公需施策）については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 23 条、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号、以下「官公需法」という。）に基づいて実施されています。
- (2) この官公需施策は、中小企業者が我が国経済の活力の維持及び強化に重要な役割を有することにかんがみ、その経営基盤を強化する観点から、国等の調達において中小企業者の受注機会の増大を図ることとしているものです。

【略】

- (6) なお、地方公共団体については、国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

## (ii) 考えられる物品の例

### ①多くの団体において可能性があるもの

防災備蓄品、A E D、旅券交付用の専用端末

⇒ 多くの団体において、先述の3つの特徴を全て満たしていると考えられる。

### ②団体によっては可能性があるもの

職員用パソコン、一般的な公用車、消火器

⇒ 地元業者を調達先としていない団体では共同調達が可能と考えられる。

### ③一定のメリットはあるが、課題も見込まれるもの

特殊車両

⇒ 統一的な仕様を定めることができれば共同調達が可能と考えられる。

## (3) 共同調達の手法

### (i) 概要

共同調達の手法としては、「幹事団体が一括で物品等を調達し、各構成団体へ配分する方法」と「幹事団体が一括して入札等を実施した後に、各団体が個別で契約を締結する方法」が考えられる。

このうち、「幹事団体が一括で物品等を調達し、各構成団体へ配分する方法」は、幹事団体が構成団体分を含んだ歳出予算を編成する必要があることや、管理の手間、配送費用等がかかり、現実的ではない。

よって、ここでは、「幹事団体が一括して入札等を実施した後に、各団体が個別で契約を締結する方法」を提示する。また、これに類似するものとして、地方自治法に基づかない任意協議会を活用する方法も併せて提示する。

### (ii) 具体的な手順等

#### ①幹事団体が一括して入札等を実施する方法 [図表 3-1-2]

##### <入札案件となる場合>

- ・ 構成団体が幹事団体に対して一連の入札手続きを委託する旨の協定を締結し、案件ごとに入札依頼を行う（協定書・入札公告のひな型はP 63～66 参照）。
- ・ 調達物品の仕様は、全団体で協議、合意した内容をもとに、幹事団体が定める。
- ・ 入札公告に先立ち、各団体が購入上限金額を設定し、構成団体から幹事団体へ提示する。予定金額は、各団体が設定した購入上限金額をもとに、幹事団体が定める。
- ・ 幹事団体が構成団体分も一括して入札事務を実施し、その結果を受け、各団体が個別に契約を締結する。
- ・ 入札参加資格審査は幹事団体が行う。構成団体は、入札参加資格審査に必要な情報を幹事団体へ提供する。
- ・ 幹事団体での契約方法は一般競争入札となる。それ以外の構成団体では、予定金額に応じて、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（少額随契）または第 2 号（特命随契）となる。

《参考》特命随契となる場合の随意契約理由の例

幹事団体の入札方法に準拠して事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。価格についてもスケールメリットが働いており、妥当性がある。

#### ＜構成団体全てにおいて少額随契案件となる場合＞

- ・ 入札の場合に準じて、幹事団体が他団体分も代表して見積徴取及び採用者の決定を行う。

### ②任意協議会を活用する方法 [図表 3-1-3]

#### ＜入札案件となる場合＞

- ・ 共同調達を含めた事業を行うことを目的とした協議会（地方自治法の規定に基づかないもの）を設立し、案件ごとに、構成団体は協議会に対して入札依頼を行う。
- ・ 調達物品の仕様は、全団体に協議、合意した内容をもとに、協議会が定める。
- ・ 入札公告に先立ち、各団体が購入上限金額を設定し、構成団体から協議会へ提示する。予定金額は、各団体が設定した購入上限金額をもとに、協議会が定める。
- ・ 協議会が一括して入札事務を実施し、その結果を受け、各団体が個別に契約を締結する。
- ・ 入札参加資格審査は協議会が行う。各団体は、入札参加資格審査に必要な情報を協議会へ提供する。
- ・ 各団体での契約根拠は、予定金額に応じて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額随契）または第2号（特命随契）となる。

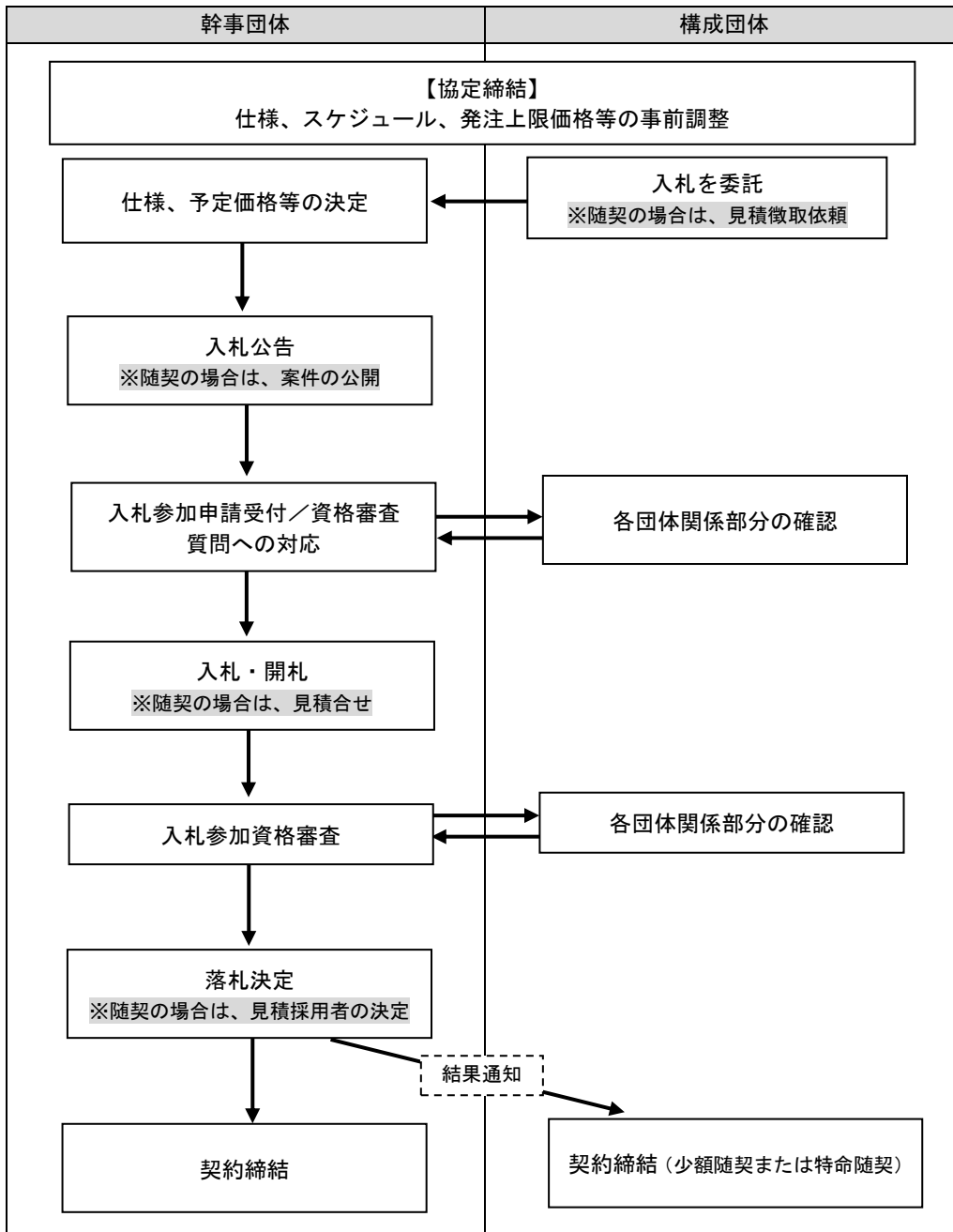
《参考》特命随契となる場合の随意契約理由の例

本市（町・村）の入札方法に準じて事業者選定を行っており、手続きの透明性、公平性が確保されている。価格についてもスケールメリットが働いており、妥当性がある。

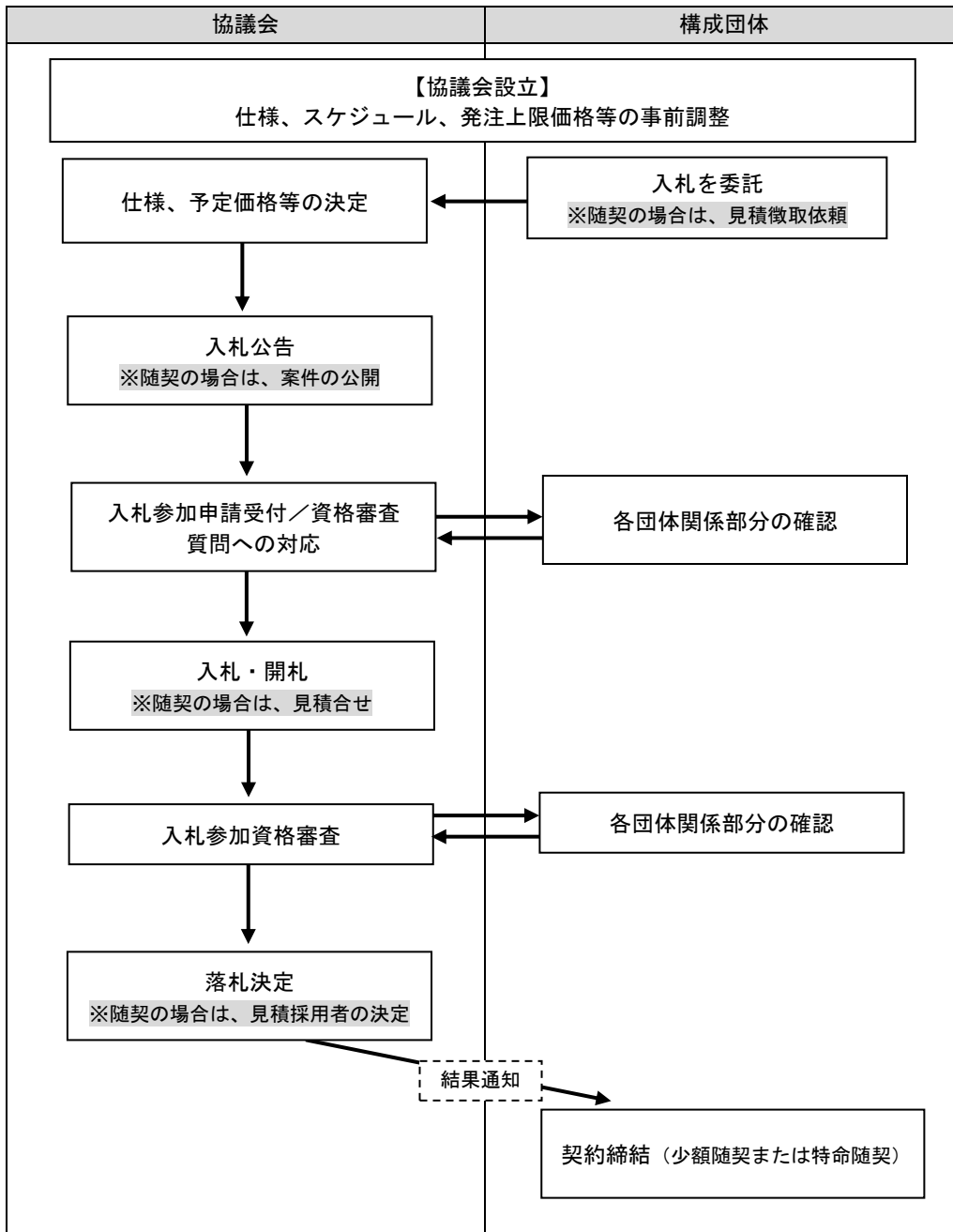
#### ＜構成団体全てにおいて少額随契案件となる場合＞

- ・ 入札の場合に準じて、協議会が見積徴取及び採用者の決定を行う。

図表 3-1-2 事務フロー：①幹事団体が一括して入札等を実施する方法



図表 3-1-3 事務フロー：②任意協議会を活用する方法



### (iii) 留意すべき事項

- ・ 共同調達では、事業者は、全ての構成団体と一括で契約できる前提で、スケールメリットによるコストダウンを考慮して価格設定を行う。そのため、構成団体のうち一団体でも契約が締結できないと、発注数量が変わるため、共同調達の全体が不成立となる可能性がある。よって、全ての構成団体が確実に契約を締結できるよう、予算の確保など、必要な準備を行っておくことがまず大前提となる。そのほか、議決を必要とする契約は、議会の判断により契約の成否が左右されることから、共同調達の対象としないことが望ましい。
- ・ 共同調達の契約の相手方は、全ての構成団体が適法に契約を締結できる者でなければならない。入札案件の場合、全構成団体において参加資格が必要であるが、団体によって参加申請（業者登録）の期間が異なることから、共同調達を念頭においた配慮が必要となる。例えば、参加申請期間の前に、事業者に対して共同調達案件特有のルールについてあらかじめ周知しておくことや、入札公告後でも参加申請ができるように、期間を柔軟に設定すること等が考えられる。
- ・ 随意契約の場合も、入札参加資格が停止されている者との契約締結を認めていない団体が多いことから、見積採用者の決定にあたっては、全構成団体において資格が停止されていないことを確認する必要がある。さらに、一部市町村では、随意契約の相手方を入札参加資格を有する者に限定しており、その場合は、入札の場合と同様に、共同調達を念頭においた対応が必要となる。
- ・ 任意協議会において共同調達を行う場合、任意協議会には地方自治法の規定が直接適用されないことから、公正性を保つため、構成団体での一般競争入札手続きに準じた取扱いが求められる。

### (4) 幹事団体への負担金

以下の理由から、連携にあたり負担金は徴収しないことが適当であると考えられる。

- ・ 構成団体間で最大規模の団体が幹事を務めることが一般的であり、当該団体は連携によるスケールメリットが最も大きくなる。
- ・ 幹事団体を輪番制で務める場合は、事務負担の平準化が図られる。

### (5) 先行事例における財政的メリット

財政的メリットは案件により異なり、一律に示すことは難しいため、参考として、大阪府・大阪市での災害備蓄用アルファ化米の共同調達事例を紹介する[図表 3-1-4]。

大阪府と大阪市は、それぞれで購入していた災害備蓄用アルファ化米を、2009 年度から共同調達している。その結果、入札参加者が増加し、より競争性が確保されるとともに、廉価で調達することができたとされている。

図表 3-1-4 大阪府及び大阪市での災害備蓄用アルファ化米の共同調達結果

	2008 年度実績 (府・市単独)	2009 年度実績 (共同調達)
入札参加者	3 者～5 者	7 者
落札額	約 3,700 万円	約 3,200 万円

※2010 年度以降は調達物品の仕様が変更されているため、ここでは、2009 年度の結果のみを紹介する。

## (6) リース契約、委託契約等への応用

これまで示してきた共同調達の手法は、契約以降の手続きを各市町村で実施するため、基本的には物品の購入契約以外に、リースや委託等の契約でも活用が可能である。市町村の基幹系システムにおける自治体クラウド（委託契約）においては、既に府内で複数の活用実績がある。

また、物品も含め、定期的に一定の発注量が見込める案件であれば、契約方法を単価契約とすることで、発注の都度の入札が不要となり、幹事団体の負担軽減を図ることも可能である。

ただし、リースや委託等の契約では、市町村によって業務の仕様に違いが生じる可能性が高いため、発注にあたっては、案件ごとに個別の対応が求められる。

その課題を解決することができれば、以下のような契約についても共同調達が可能であると考えられる。

- ・ 情報機器のリース
- ・ 公用車のリース
- ・ 住民に貸与する緊急通報装置のリース
- ・ 職員健康診断の単価契約
- ・ 税等のコールセンター業務の委託

※いずれも、長期継続契約となる場合は、全団体の条例で定める要件に合致している必要がある。

### 3. モデル事例2 文化財調査の広域化

#### (1) 現状と課題

文化財の保護に関する事務には、主に①発掘調査、②史跡整備、③その他文化財の管理・保護、④調査事務所の運営、⑤普及啓発活動がある。中でも、①から③の事務については、特に専門性が高く、考古学職等の専門職員の配置が必要となる。

しかし、建設事業の減少に伴い発掘調査の件数が減少し、考古学職を少数しか配置していない団体では、年齢構成が偏り、知識やノウハウの継承に課題が生じている。

さらに、このような状況の中で、「文化財の保護に関する事務よりも事務的作業のウエイトが多く、職員が専門性を十分に発揮できない」との声もあり、考古学職の採用自体が困難となっている団体もみられる。そのような団体においては、職員を十分に確保することができず、業務の円滑な執行に支障をきたすという課題も生じている。

#### (2) 連携による効果

連携により複数団体の業務を集約し、一定数の専門職員を確保することで、知識やノウハウの継承につながる。加えて、調査対象が広がることで、より専門性を発揮しやすい環境となるため、採用試験の応募者数の増加が見込まれ、これにより優秀な人材の確保につながる。このように、連携による人的メリットは大きい。

また、人員体制が効率化され、人件費が削減される。

さらに、事務を広域的に処理することで、行政区域を越えた広がりのある文化財の調査をより円滑に実施できると考えられる。

#### (3) 連携にあたっての主な論点

##### (i) 対象事務の範囲

発掘調査については、事務の根拠及び許認可手続きの中心的な部分が文化財保護法で規定されており、事務内容の地域差が小さいことから、連携にあたる調整が比較的容易である。一方で、発掘調査以外の事務については、地域によって、文化財の内容等に応じた様々な取組みが行われていることから、多くの地域で連携は難しいと考えられる。

よって、ここでは発掘調査のみを検討の対象とする。なお、対象事務には、発掘に伴う報告書の作成等、調査に伴う一連の業務を含む。

また、連携が難しい発掘調査以外の事務においても、専門性が高いもの（史跡整備及びその他文化財の管理・保護）は、発掘調査と同様に専門職の確保等に課題があるため、将来的には連携を検討することが望ましいと考えられる。

##### (ii) 連携の手法

業務量を確保するためには、業務量が少ない複数の団体が共同で事務を執行する方法と、既に一定の業務量のある団体が業務量の少ない団体の事務を執行する方法が考えられる。

よって、実際の府内市町村の業務状況等を参考に、「3以上の比較的小規模な団体間の連携」と「大規模団体と小規模団体の2団体間の連携」の2つのケースを検討し、モデルとして示す。



連携手法は、府内で事例が多い機関等の共同設置、事務委託、一部事務組合が候補となるが、今回のように発掘調査のみで連携する場合、一部事務組合は運営コストが高いことから、機関等の共同設置または事務委託が適していると考えられる。

まず、「3以上の比較的小規模な団体間の連携」においては、幹事団体の専門職員だけでは連携事務の処理に必要な人員が確保できず、構成団体からも職員を配置することを想定し、「機関等の共同設置」にて検討を行う。

次に、「大規模団体と小規模団体の2団体間の連携」においては、大規模団体の職員のみで連携事務を処理することが一般的であることから、連携後の事務手続き及び調整の効率化のため、「事務委託」にて検討を行う。

### (iii) 費用負担

構成団体で分担する費用は、連携後に発掘調査に従事する職員の人件費とする。

費用の負担割合の決定にあたっては、発掘調査の発生件数に関連する指標として、埋蔵文化財包蔵地の面積を用いることとする。ただし、発掘調査の発生件数やそれぞれの調査に要する事務処理時間は、埋蔵文化財包蔵地の大小のみならず、当該地域における開発件数の多寡、発掘箇所の具体的状況等に左右される。包蔵地面積を用いるのはあくまで一例であり、実際に費用の分担方法を決定する際には、各地域の実情に応じた検討が求められる。

また、大規模な開発等が発生し、臨時職員を採用した場合の人件費及びその他の実費については、費用を負担すべき団体を特定できることから、案件発生団体が負担することが適当である。

## (4) ケース1：3以上の比較的小規模な団体間の連携

### (i) 前提条件

- ・ 6団体での連携を想定する。
- ・ 連携前においては、全構成団体で計15人が文化財の保護に関する事務に従事しており、うち発掘調査にかかる業務量は計4.5人分相当（内訳は[図表3-2-1]参照。また、ここでの人員は担当課長を除く。以下同じ。）とする。
- ・ 連携地域における埋蔵文化財包蔵地の面積の合計を6,500haとする（内訳は[図表3-2-2]参照）。

### (ii) 人員体制 [図表3-2-1]

- ・ 連携前は発掘調査にかかる業務量は計4.5人分相当であったが、連携後は、業務の効率化により3人で発掘調査に関する事務の処理が可能とする。
- ・ 連携後も各団体において発掘調査以外の業務を処理する必要があるため、各団体に最低1人は専門職員を配置する必要がある。よって、発掘調査以外の業務については、連携前と変わらず計10人で行う。
- ・ 発掘調査の担当職員は、各団体の専門職員数や業務量等を考慮し、比較的大規模な団体から配置する。

- ・ 共同設置した内部組織の担当課長は、財政負担をできるだけ抑制するため、構成団体のいずれかの文化財保護担当課長が兼務する。ただし、連携により業務量が増となるため、増加幅が大きい場合は専任とすることの検討も必要となる。

図表 3-2-1 連携前後の各団体の人員体制

団体名		A	B	C	D	E	F	連携組織	合計
連携前	発掘	1.5人	0.9人	0.9人	0.6人	0.3人	0.3人	—	4.5人
	他	3.5人	2.1人	2.1人	1.4人	0.7人	0.7人	—	10.5人
	計	5人	3人	3人	2人	1人	1人	—	15人
連携後	発掘	(2人)	(1人)	—	—	—	—	3人	3人
	他	3人	2人	2人	1人	1人	1人	—	10人
	計	3人	2人	2人	1人	1人	1人	3人	13人

※団体Aから係長・係員を、団体Bから係員を、共同設置した内部組織に配置する。  
 ※団体C・団体Dにおいては、係員が削減されたものとする。

(iii) 費用負担 [図表 3-2-2]

- ・ 構成団体において連携により発生する人件費、年額 9,900 千円（係長 4,100 千円×1人、係員 2,900 千円×2人）を分担する。 ※人件費は、府内市町村の給料表を参考に算出し、月額額の12か月分を計上。各種手当等は含まない。以下同じ。

⇒埋蔵文化財包蔵地の面積 1 ha あたりの費用負担額は

$$\text{人件費総額 (9,900 千円)} \div \text{埋蔵文化財包蔵地面積合計 (6,500ha)} = 1,524 \text{ 円}$$

⇒各市町村における費用負担額は、「1,524 円 × 埋蔵文化財包蔵地の面積 (ha)」となる。

図表 3-2-2 各団体の費用負担額

団体名	A	B	C	D	E	F
埋蔵文化財包蔵地の面積	2,100ha	1,300ha	1,200ha	900ha	300ha	700ha
費用負担額	3,201 千円	1,982 千円	1,829 千円	1,372 千円	458 千円	1,067 千円

※端数処理の関係で、各団体の費用負担額の合計と人件費総額（9,900 円）は一致しない。

(iv) 財政的メリット [図表 3-2-3]

- ・ 連携により、構成団体全体では職員 2 人分の人件費が削減される。
- ・ 各団体の財政的メリットは、人件費削減額から費用負担額を減じた額となる。なお、ここでの「人件費削減額」は、共同設置した内部組織に配置する職員分を含む。

図表 3-2-3 各団体の財政的メリット

団体名	A	B	C	D	E	F
人件費削減額	7,000 千円	2,900 千円	2,900 千円	2,900 千円	—	—
費用負担額	3,201 千円	1,982 千円	1,829 千円	1,372 千円	458 千円	1,067 千円
財政的メリット	3,799 千円	918 千円	1,071 千円	1,528 千円	▲458 千円	▲1,067 千円

※各団体の人件費削減額は

団体 A：共同設置した内部組織に配置する職員分（係長 4,100 千円×1 人、係員 2,900 千円×1 人）

団体 B：共同設置した内部組織に配置する職員分（係員 2,900 千円×1 人）

団体 C・団体 D：連携により削減された職員分（係員 2,900 千円×1 人）

#### (v) 留意点

- ・ 職員数に変動のない団体（E・F）では人件費が増となるが、業務量は削減される。
- ・ 共同設置した内部組織に職員を配置しない団体（C・D・E・F）では、連携後は、考古学の専門知識を要する発掘調査事務を担当しないこととなるため、人材の確保がさらに困難となるおそれがある。しかし、連携後も各団体で処理する普及啓発活動等の事務の多くは、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究であり、これらは考古学職ではなく、学芸員資格を有する職員で対応できると見込まれる。

#### (5) ケース 2：大規模団体と小規模団体の 2 団体間の連携

##### (i) 前提条件

- ・ 中核市程度の大規模団体と小規模団体での連携を想定する。
- ・ 連携前においては、大規模団体で 14 人体制（担当課長を除く。以下同じ。）、小規模団体で 2 人体制であり、うち発掘調査にかかる業務量は大規模団体で 7 人分相当、小規模団体で 1 人分相当であるとする。
- ・ 各団体の埋蔵文化財包蔵地の面積は、大規模団体は 3,300ha、小規模団体は 300ha とする。

##### (ii) 人員体制 [図表 3-2-4]

- ・ 大規模団体は、連携後もこれまでと同様の体制で対応可能とする。
- ・ 小規模団体は、連携後は自団体で処理する発掘調査以外の業務を 1 人体制で対応可能とする。

図表 3-2-4 連携前後の各団体の人員体制

		主幹	係長	係員	計
連携前	大規模団体	1	3	10	14
	小規模団体	0	1	1	2
連携後	大規模団体	1	3	10	14
	小規模団体	0	1	0	1

### (iii) 費用負担

- ・ 連携にあたって、小規模団体は、大規模団体の発掘調査に関する人件費を一部負担する。ここでは、大規模団体の文化財の保護に関する事務のうち発掘調査にかかる業務量は14人体制のうち7人分相当であることから、全体の人件費の50%が発掘調査であるとして、調査に関する人件費を算出する。
- ・ 大規模団体における発掘調査に関する人件費は年額22,850千円（主幹4,400千円×1人、係長4,100千円×3人、係員2,900千円×10人=45,700千円の50%）とする。  
⇒埋蔵文化財包蔵地の面積1haあたりの費用負担額は  
人件費総額（22,850千円）÷埋蔵文化財包蔵地面積合計（3,600ha）=6,348円  
⇒小規模団体の費用負担額は、「6,348円×300ha=1,905千円」となる。

### (iv) 財政的メリット [図表3-2-5]

- ・ 小規模団体においては、職員1人分の人件費（係員2,900千円）が削減され、財政的メリットは、人件費削減額から費用負担額を減じた額となる。
- ・ 大規模団体においては、小規模団体から負担金（1,905千円）を得ることとなる。

図表3-2-5 各団体の財政的メリット

	大規模団体	小規模団体
人件費削減額	—	2,900千円
費用負担額	(▲1,905千円)	1,905千円
財政的メリット	1,905千円	995千円

### (v) 留意点

- ・ 小規模団体における人材確保の課題は、ケース1と同様。

### (6) 他の専門職種への応用

発掘調査の広域化により得られる人的メリットは、各市町村単位では少人数の配置となっている他の専門職員の場合でも、基本的に同様であると考えられる。

また、ここでは地方自治法に基づく事務の共同処理のみを取り上げたが、職員の相互併任や人事交流等によっても、ここで示したものと同様のメリットが得られる職種・事例もあると考えられる。

他職種での具体的なメリットの内容や多寡は、各団体での配置状況や担当業務によって様々と考えられることから、今後、本研究をきっかけに、幅広い職種において連携に向けた議論・検討が行われることを期待する。

## 4. モデル事例3 広域での公共施設の統廃合・共同設置

### (1) 現状と課題

高度経済成長期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、次々に更新時期を迎えていることから、今後、多額の費用が必要になる。また、人口減少や高齢化の進行等による利用者の減少やニーズの変化も見込まれ、市町村では、公共施設をどのように維持していくかが大きな課題となっている。

これまで府内市町村では、団体独自の行財政改革の取組みとして、公共施設の統廃合を進めてきた。しかし、文化会館等のように、「市町村内に通常は一箇所しかない大規模施設」は、代替施設がない等の理由から廃止が難しいのが現状である。

今後、市町村の財政状況はより厳しくなると見込まれ、現状のまま全ての公共施設を維持していくことは難しくなっていく。整備費用だけでなく、日々の維持管理費の負担も大きい「市町村内に通常は一箇所しかない大規模施設」について、他団体との共同設置など、そのあり方を考える必要がある。

### (2) 検討内容

仮に大規模施設を廃止したとしても、他団体の施設を利用することにより住民サービスの大幅な低下を防ぐことができれば、施設の廃止は現実的な選択肢となる。こうした考えのもと、本研究においては、「市町村内に通常は一箇所しかない大規模施設」について、市町村間の連携によって代替施設を確保し、広域で統廃合・共同設置を実施した場合の財政効果をシミュレーションによって明らかにするとともに、統廃合・共同設置の留意点についても整理する。

### (3) 連携の効果

広域で公共施設を統廃合・共同設置することにより、施設の整備・維持管理にかかる費用や、人員を削減することができる。

### (4) 財政効果のシミュレーション

#### (i) 基本的な考え方

公共施設にかかる中長期的な費用をシミュレーションするにあたっては、物価・金利の変動、国庫補助制度や地方財政制度の変更など様々な変動要因があるが、ここでは、具体的なシミュレーションを行う際の基礎となる計算方法を示すため、できる限り簡便な方法で試算している。

シミュレーションを行う期間は、2040年を着地点として、2020年から2039年の20年間に設定した。その上で、連携した場合の20年間の施設の維持管理にかかる累計費用を、連携しない場合と比較する。費用計算は、総務省「公共施設更新費用試算ソフト」と同様に、以下の条件・仮定のもとに行う。

- ・ 各施設の耐用年数は60年とし、建設後30年で大規模改修を行う。
- ・ 施設の建替え及び大規模改修時には、現状と同じ延床面積等で施設を更新する。(増築や機能の拡張は行わない。)
- ・ 物価変動率、落札率等は予想が困難であるため考慮しない。
- ・ 一般財源ベースでの試算は困難であるため、事業費ベースで試算を行う。

## (ii) 対象施設

対象とする施設は、文化会館、中央図書館、総合体育館の3施設とする。これらは、多くの団体で「市町村内に一箇所しかない大規模施設」であり、市町村にとっては廃止の検討が難しいと考えられることから、シミュレーションの対象とした。

## (iii) モデル地域と統廃合の考え方

シミュレーションにあたり、実際の府内市町村の施設の設置状況を参考に、任意のモデル地域を設定する。ここでは、統廃合の効果が高いと考えられる「地域全体での統廃合モデル」と、比較的实现が容易と考えられる「隣接する数団体での統廃合モデル」の2つのケースで検討を行う。

### ① ケース 1：地域全体での統廃合モデル

#### <構成団体>

図表 3-3-1 ケース 1：6 団体での連携

団体名	人口	ケース 1-1 文化会館 延床面積	ケース 1-2 中央図書館 延床面積	ケース 1-3 総合体育館 延床面積
A	195,000 人	27,000 m <sup>2</sup>	2,300 m <sup>2</sup>	11,000 m <sup>2</sup>
B	100,000 人	17,000 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	6,000 m <sup>2</sup>
C	90,000 人	12,000 m <sup>2</sup>	2,600 m <sup>2</sup>	6,000 m <sup>2</sup>
D	60,000 人	5,000 m <sup>2</sup>	1,600 m <sup>2</sup>	4,000 m <sup>2</sup>
E	55,000 人	5,000 m <sup>2</sup>	1,800 m <sup>2</sup>	4,000 m <sup>2</sup>
F	45,000 人	2,000 m <sup>2</sup>	3,900 m <sup>2</sup>	9,000 m <sup>2</sup>
合計	545,000 人	68,000 m <sup>2</sup>	15,200 m <sup>2</sup>	40,000 m <sup>2</sup>

#### <統廃合の考え方>

建替え又は大規模改修が必要となる時点で施設を順に除却していき、残った施設を構成団体間で利用する。ただし、一定量の施設を維持するため、以下のルールに従って、施設を除却するか決定する。

- ・ 構成団体が保有する各施設が、建替え又は大規模改修が必要となる時点で、当該施設を維持するか、その時点で除却するかを検討する。
- ・ 当該施設を除却した場合に、地域内の施設面積が後述する「最低限供給すべき施設面積」を上回るならば当該施設を除却し、下回るならば当該施設を維持する。
- ・ 同時期に複数の施設が除却対象となる場合は、除却後の地域全体の施設床面積が、より「最低限供給すべき施設面積」に近くなるように除却する施設を調整する。

#### <最低限供給すべき施設面積>

施設を除却するか否かを機械的に判断するために、本シミュレーションにおいてはモデル地域の「最低限供給すべき施設面積」を仮定する。

市町村が保有する施設については、人口規模が大きい団体ほど、住民 1 人あたりの施設床面積は小さくなる傾向にある。ここでは、人口 50 万人以上の団体が保有する施設面積を基準とし、人口 50 万人以上の団体の住民 1 人あたりの施設床面積[図表 3-3-2]にモデル地域の総人口を乗じ、端数を千 m<sup>2</sup> 単位で調整したものを、「最低限供給すべき施設面積」とする[図表 3-3-3]。

図表 3-3-2 人口 50 万人以上の団体の住民 1 人あたりの施設床面積

文化会館	中央図書館	総合体育館
0.0657 m <sup>2</sup>	0.0203 m <sup>2</sup>	0.0455 m <sup>2</sup>

※「人口 50 万人以上の団体の住民 1 人あたりの施設床面積」は、総務省「公共施設状況調」の 2015 年の施設保有実績と、2015 年国勢調査人口から算出。

図表 3-3-3 ケース 1 における最低限供給すべき施設面積

文化会館	中央図書館	総合体育館
36,000 m <sup>2</sup>	11,000 m <sup>2</sup>	25,000 m <sup>2</sup>

◀例▶統廃合の対象施設が文化会館、現状の地域内の施設総床面積が 40,000 m<sup>2</sup> の場合の統廃合の考え方

①除却対象施設の延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>

…この施設を除却しても地域内の施設総床面積は 38,000 m<sup>2</sup> で、「最低限供給すべき施設面積」を上回る

→この施設は過剰であるとして除却する

②除却対象施設の延床面積が 5,000 m<sup>2</sup>

…この施設を除却すると地域内の施設総床面積は 35,000 m<sup>2</sup> となり、「最低限供給すべき施設面積」を下回る

→この施設は必要であるとして維持する

## ②ケース 2：隣接する数団体での統廃合モデル

◀構成団体▶ 施設ごとで連携を検討する例として、以下の 4 つのケースを設定する。

図表 3-3-4 ケース 2-1（文化会館）：規模が同程度の団体間の連携

団体名	人口	文化会館 延床面積
G	110,000 人	19,000 m <sup>2</sup>
H	105,000 人	11,000 m <sup>2</sup>
I	60,000 人	14,000 m <sup>2</sup>
合計	275,000 人	44,000 m <sup>2</sup>

図表 3-3-5 ケース 2-2（文化会館）：大規模団体と中小規模団体での連携

団体名	人口	文化会館 延床面積
J	400,000 人	13,000 m <sup>2</sup>
K	105,000 人	8,000 m <sup>2</sup>
合計	505,000 人	21,000 m <sup>2</sup>

図表 3-3-6 ケース 2-3（中央図書館）：4 団体間で 2 施設を維持する連携

団体名	人口	中央図書館 延床面積
L	240,000 人	3,000 m <sup>2</sup>
M	125,000 人	1,000 m <sup>2</sup>
N	125,000 人	2,000 m <sup>2</sup>
O	55,000 人	1,000 m <sup>2</sup>
合計	545,000 人	7,000 m <sup>2</sup>

図表 3-3-7 ケース 2-4（総合体育館）：2 団体間の連携

団体名	人口	総合体育館 延床面積
P	125,000 人	5,000 m <sup>2</sup>
Q	55,000 人	9,000 m <sup>2</sup>
合計	180,000 人	14,000 m <sup>2</sup>

#### <統廃合の考え方>

建替え又は大規模改修が必要となる時点で施設を順に除却し、残った施設を構成団体間で広域利用する。また、ケースによっては、施設を共同設置する場合や、早期に施設を除却する場合も検討する。

なお、ここでは、ケース 1 で設定した「最低限供給すべき施設面積」は考慮せず、構成団体間で 1 または 2 施設を維持し、広域利用する。

### (5) 費用の計算方法

#### (i) 建替え・大規模改修にかかる費用

- ・ 建替え・大規模改修にかかる費用は、総務省「公共施設更新費用試算ソフト」で設定している単価に延床面積を乗じて算出する[図表 3-3-8]。
- ・ 資金の 75%は起債により調達し、償還期間は 30 年とする。  
よって、初年度に上記により算出した金額の 25%を費用として計上し、残りの 75%を 30 で除した金額を、初年度以降 30 年間、毎年度計上する。なお、金利は考慮せず、元金のみを 30 年間で均等に償還する。

図表 3-3-8 各施設の建替え・大規模改修費用の単価

	文化会館・中央図書館	総合体育館
建替え	40 万円/m <sup>2</sup>	36 万円/m <sup>2</sup>
大規模改修	25 万円/m <sup>2</sup>	20 万円/m <sup>2</sup>

※総務省「公共施設更新費用試算ソフト」で設定している単価を採用する。

※建替費用には、施設の除却費も含む。

#### (ii) 除却にかかる費用

- ・ 除却費は、「28,000 円/m<sup>2</sup>」に延床面積を乗じて算出し、除却する年度に一括で計上する。  
※総務省「公共施設等の解体事業に関する調査結果」（2013 年）から 1 m<sup>2</sup>あたり除却費を算出。  
※建替えの際の除却費用は（i）に含む。
- ・ 施設を除却した際に得られる可能性がある土地売却益も参考として示す。土地売却益は、各団体の公示地価平均値を施設の敷地面積に乘じて算出する。

#### (iii) 施設の維持管理費

- ・ 光熱水費、維持保全費、使用料、人件費、指定管理料等の施設運営にかかる費用を「維持管理費」とする。施設カルテを公表している団体の数値を参考に設定した単価[図表 3-3-9]に延床面積を乗じて年間の維持管理費を算出し、毎年度計上する。



図表 3-3-9 各施設の維持管理費の単価

文化会館	中央図書館	総合体育館
10,000 円/㎡・年	10,000 円/㎡・年	7,500 円/㎡・年

※事業運営費は含まない。

(iv) 各年度における費用計算

＜毎年度計上する費用＞

- ・ 維持管理費
- ・ 建替え・大規模改修にかかる費用の各年払分 : (建替え・大規模改修費用) × 75% ÷ 30 年

＜建替え・改修・除却年度に計上する費用＞

- ・ 建替え・大規模改修にかかる費用の一括払分 : (建替え・大規模改修費用) × 25%
- ・ 除却費

(6) シミュレーション結果 [図表 3-3-10~17]

- ・ 「地域全体での統廃合モデル」(ケース1) では、6 団体での連携を想定しシミュレーションを行った。統廃合によって文化会館・中央図書館・総合体育館それぞれを 1 から 3 施設を除却した場合、統廃合しない場合と比較して、20 年間の累計費用が 15%から 25%程度減少する結果となった。
- ・ 「隣接する数団体での統廃合モデル」(ケース2) では、2 から 4 団体での連携を想定し、「同規模団体間の連携」「大規模団体と小規模団体間の連携」等、府内で想定されるモデルを 4 つ設定し、シミュレーションを行った。モデルによって結果は様々であるが、統廃合しない場合と比較して、20 年間の累計費用が 15%から 45%程度減少する結果となった。

※計算結果の詳細は参考資料 (P67~73) 参照

図表 3-3-10 シミュレーション結果の一覧

		20 年間の累計費用		
		ア: 統廃合しない場合	イ: 統廃合する場合① (減少率)	ウ: 統廃合する場合② (減少率)
ケース 1 地域全体の 統廃合モデル	文化会館	277.4 億円	206.7 億円 (▲25.5%)	—
	中央図書館	60.5 億円	51.1 億円 (▲15.5%)	—
	総合体育館	118.4 億円	89.6 億円 (▲24.3%)	—
ケース 2 隣接する 数団体での 統廃合モデル	文化会館 -1	170.5 億円	80.6 億円 (▲52.7%)	102.3 億円 (▲40.0%)
	文化会館 -2	87.5 億円	73.7 億円 (▲15.7%)	61.7 億円 (▲29.4%)
	中央図書館	28.7 億円	20.1 億円 (▲30.0%)	20.5 億円 (▲28.4%)
	総合体育館	41.3 億円	22.4 億円 (▲45.7%)	—

※端数処理の関係で、減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

(i) ケース 1：地域全体での統廃合モデル

図表 3-3-11 ケース 1-1 (文化会館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

ア：統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	2000	27,000	15,000	20	25	30 ☆	35	(40)
B	1995	17,000	16,000	25	30 ☆	35	40	(45)
C	1995	12,000	15,000	25	30 ☆	35	40	(45)
D	1985	5,000	9,000	35	40	45	50	(55)
E	1990	5,000	5,000	30 ☆	35	40	45	(50)
F	1970	2,000	3,000	50	55	0 ★	5	(10)
各年時点の延床面積 (㎡)				68,000	68,000	68,000	68,000	68,000

イ：統廃合する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	2000	27,000	15,000	20	25	30 ☆	35	(40)
B	1995	17,000	16,000	25	30 ×	—	—	—
C	1995	12,000	15,000	25	30 ☆	35	40	(45)
D	1985	5,000	9,000	35	40	45	50	(55)
E	1990	5,000	5,000	30 ×	—	—	—	—
F	1970	2,000	3,000	50	55	60 ×	—	—
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				63,000	46,000	44,000	44,000	44,000

※文化会館の最低限供給すべき面積：36,000 ㎡

(B) 累計費用

	20 年間累計費用 (住民 1 人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	277.4 億円 (51 千円)	—
イ：統廃合する場合	206.7 億円 (38 千円)	70.7 億円 (▲25.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を 含む場合	191.5 億円 (35 千円)	85.9 億円 (▲31.0%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

図表 3-3-12 ケース 1-2 (中央図書館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

ア: 統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	1975	2,300	2,000	45	50	55	0 ★	(5)
B	1995	3,000	3,000	25	30 ☆	35	40	(45)
C	1990	2,600	3,000	30 ☆	35	40	45	(50)
D	1985	1,600	3,000	35	40	45	50	(55)
E	1990	1,800	2,000	30 ☆	35	40	45	(50)
F	1995	3,900	6,000	25	30 ☆	35	40	(45)
各年時点の延床面積 (㎡)				15,200	15,200	15,200	15,200	15,200

イ: 統廃合する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	1975	2,300	2,000	45	50	55	0 ★	(5)
B	1995	3,000	3,000	25	30 ☆	35	40	(45)
C	1990	2,600	3,000	30 ×	—	—	—	—
D	1985	1,600	3,000	35	40	45	50	(55)
E	1990	1,800	2,000	30 ☆	35	40	45	(50)
F	1995	3,900	6,000	25	30 ☆	35	40	(45)
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				12,600	12,600	12,600	12,600	12,600

※中央図書館の最低限供給すべき面積: 11,000 ㎡

(B) 累計費用

	20 年間累計費用 (住民 1 人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア: 統廃合しない場合	60.5 億円 (11 千円)	—
イ: 統廃合する場合	51.1 億円 (9 千円)	9.3 億円 (▲15.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を 含む場合	49.0 億円 (9 千円)	11.4 億円 (▲18.9%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

図表 3-3-13 ケース 1-3 (総合体育館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

ア: 統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	1995	11,000	31,000	25	30 ☆	35	40	(5)
B	1980	6,000	39,000	40	45	50	55	(0)
C	1985	6,000	7,000	35	40	45	50	(55)
D	1975	4,000	7,000	45	50	55	0 ★	(5)
E	1980	4,000	16,000	40	45	50	55	(0)
F	1995	9,000	28,000	25	30 ☆	35	40	(45)
各年時点の延床面積 (㎡)				40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

イ: 統廃合する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
A	1995	11,000	31,000	25	30 ×	—	—	—
B	1980	6,000	39,000	40	45	50	55	(60)
C	1985	6,000	7,000	35	40	45	50	(55)
D	1975	4,000	7,000	45	50	55	60 ×	—
E	1980	4,000	16,000	40	45	50	55	(60)
F	1995	9,000	28,000	25	30 ☆	35	40	(45)
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				40,000	29,000	29,000	25,000	25,000

※総合体育館の最低限供給すべき面積: 25,000 ㎡

(B) 累計費用

	20 年間累計費用 (住民 1 人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア: 統廃合しない場合	118.4 億円 (22 千円)	—
イ: 統廃合する場合	89.6 億円 (16 千円)	28.8 億円 (▲24.3%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を 含む場合	57.5 億円 (11 千円)	60.9 億円 (▲51.5%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

(ii) ケース 2：隣接団体での統廃合モデル

図表 3-3-14 ケース 2-1（文化会館）

(A) 各年時点の施設の状況（☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却）

ア：統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	1990	19,000	14,000	30 ☆	35	40	45	(50)
H	1990	11,000	9,000	30 ☆	35	40	45	(50)
I	1990	14,000	8,000	30 ☆	35	40	45	(50)
各年時点の延床面積(㎡)				44,000	44,000	44,000	44,000	44,000

イ：2施設を除却する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	1990	19,000	14,000	30 ☆	35	40	45	(50)
H	1990	11,000	9,000	30 ×	—	—	—	—
I	1990	14,000	8,000	30 ×	—	—	—	—
各年時点(除却後)の延床面積(㎡)				19,000	19,000	19,000	19,000	19,000

ウ：3施設とも除却し、1施設を新築する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	1990	19,000	14,000	30 ×	—	—	—	—
H	1990	11,000	9,000	30 ×	—	—	—	—
I	1990	14,000	8,000	30 ×	—	—	—	—
新築施設	2020	18,000	—	0	5	10	15	20
各年時点(除却後)の延床面積(㎡)				18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

※新築施設の床面積はケース1の「最低限供給すべき施設面積」の考え方で算出

(B) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	170.5億円 (62千円)	—
イ：2施設を除却する場合	80.6億円 (29千円)	89.9億円 (▲52.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	66.3億円 (24千円)	104.2億円 (▲61.1%)
ウ：3施設を除却して1施設を新築する場合	102.3億円 (37千円)	68.2億円 (▲40.0%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	76.8億円 (28千円)	93.7億円 (▲54.9%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。  
なお、ウでは、新築施設の土地取得費は含めていない。

図表 3-3-15 ケース 2-2 (文化会館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

ア: 統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
J	2015	13,000	17,000	5	10	15	20	(25)
K	1975	8,000	11,000	45	50	55	0 ★	(5)
各年時点の延床面積 (㎡)				21,000	21,000	21,000	21,000	21,000

イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
J	2015	13,000	17,000	5	10	15	20	(25)
K	1975	8,000	11,000	45	50	55	60 ×	—
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				21,000	21,000	21,000	13,000	13,000

ウ: 1 施設を 2020 年時点で除却する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
J	2015	13,000	17,000	5	10	15	20	(25)
K	1975	8,000	11,000	45 ×	—	—	—	—
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				13,000	13,000	13,000	13,000	13,000

(B) 累計費用

	20 年間累計費用 (住民 1 人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア: 統廃合しない場合	87.5 億円 (17 千円)	—
イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	73.7 億円 (15 千円)	13.8 億円 (▲15.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	53.9 億円 (11 千円)	33.6 億円 (▲38.4%)
ウ: 1 施設を 2020 年時点で除却する場合	61.7 億円 (12 千円)	25.8 億円 (▲29.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	41.9 億円 (8 千円)	45.6 億円 (▲52.1%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

図表 3-3-16 ケース 2-3 (中央図書館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

ア: 統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
L	1975	3,000	1,000	45	50	55	0 ★	(5)
M	1985	1,000	1,000	35	40	45	50	(55)
N	1975	2,000	1,000	45	50	55	0 ★	(5)
O	1980	1,000	2,000	40	45	50	55	(0)
各年時点の延床面積(㎡)				7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
L	1975	3,000	1,000	45	50	55	60 ×	—
M	1985	1,000	1,000	35	40	45	50	(55)
N	1975	2,000	1,000	45	50	55	60 ×	—
O	1980	1,000	2,000	40	45	50	55	(60)
各年時点の延床面積(㎡)				7,000	7,000	7,000	2,000	2,000

ウ: 2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数(年)				
				2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
L	1975	3,000	1,000	45	50	55	0 ★	(5)
M	1985	1,000	1,000	35	40	45	50	(55)
N	1975	2,000	1,000	45 ×	—	—	—	—
O	1980	1,000	2,000	40 ×	—	—	—	—
各年時点の(除却後)延床面積(㎡)				4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

※4団体の立地等から検討し、団体Lと団体Mの施設を広域利用すると判断した想定

(B) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア: 統廃合しない場合	28.7億円 (5千円)	—
イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	20.1億円 (4千円)	8.6億円 (▲30.0%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	17.7億円 (3千円)	11.1億円 (▲38.3%)
ウ: 2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合	20.5億円 (4千円)	8.2億円 (▲28.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	16.9億円 (3千円)	11.8億円 (▲41.0%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

図表 3-3-17 ケース 2-4 (総合体育館)

(A) 各年時点の施設の状況 (☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

ア: 統廃合しない場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
P	1980	5,000	10,000	40	45	50	55	(0)
Q	1995	9,000	6,000	25	30 ☆	35	40	(45)
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	竣工年度 (年)	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数 (年)				
				2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
P	1980	5,000	10,000	40	45	50	55	(60)
Q	1995	9,000	6,000	25	30 ×	—	—	—
各年時点 (除却後) の延床面積 (㎡)				14,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(B) 累計費用

	20 年間累計費用 (住民 1 人あたり)	アとの差額 (減少率)
ア: 統廃合しない場合	41.3 億円 (23 千円)	—
イ: 大規模改修又は建替えが必要な時点で 除却していく場合	22.4 億円 (12 千円)	18.9 億円 (▲45.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を 含む場合	16.4 億円 (9 千円)	24.9 億円 (▲60.2%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は、累計費用から計算した値と一致しない場合がある。

## (7) 連携手法と費用負担のあり方

### (i) 連携手法

施設の連携で実績がある手法としては、一部事務組合があり、ごみ処理やし尿処理で用いられることが多い。これらの事務は、実施が法律で義務づけられているため、特に継続的かつ安定的な運営が求められること、また施設の整備から運営も含めた一連の事業規模が大きいこと等から、一部事務組合での連携が適していると考えられる。

今回の対象は、このような施設ではないことから、調整の手間や運営コストを考えると、構成団体間での協定の締結による連携が適当である (協定書の例は P 74 参照)。

ただし、連携により施設を廃止した団体は、施設を保有する団体の方針の変更等によって将来的に広域利用ができなくなると、住民サービスが低下するリスクを抱える。そのため、広域利用の枠組みが解消されないよう、より安定的な手法として、地方自治法に基づく連携協約を締結し、連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定めることも有効であると考えられる。



## (ii) 費用負担

構成団体は施設を保有する団体に対して負担金を支払うことになるが、費用の分担方法は、地域や施設の実情に応じて検討することになる。

負担の対象となる費用は、一般的には維持管理費等のランニングコストであるが、連携にあたり新たな施設を設置する場合等は、整備に要する費用の一部を構成団体が負担することも妥当であると考えられる。

各団体の負担額の算出方法は、受益に応じた負担という観点から、利用者数を基本とすることが適当であると考えられる。各団体の利用者数を明確にできない場合は、施設に近い住民のほうが利用しやすいことから、費用の人口割と立地割（施設からの距離等に応じた負担）等の組合せも考えられる。

## (8) 具体的な検討にあたり留意すべき点

今回のシミュレーションは、住民との合意形成の面でハードルが高い、広域での施設の統廃合について、議論の呼び水、検討の糸口となることを期待して行ったものである。

「基本的な考え方」でも述べたとおり、できる限り簡便な方法で試算を行い、計算方法をわかりやすく示すことに重点を置いたものとしていることから、実際に検討を行う際には、個別の実情を踏まえ、より詳細な分析等を行う必要がある。以下に、具体的な検討にあたり注意すべき点等を示す。

### (i) 統廃合する施設の選定

- ・ 今回のシミュレーションにおいて「最低限供給すべき施設面積」を設定しているが、これは、あくまで施設を除却するか否かを機械的に判断するために仮定したものである。実際に除却する施設を検討する際には、施設の立地、利便性、機能、稼働率など、地域の実情に応じて判断することとなる。
- ・ 特に、公共施設の多くは避難所等に指定されているため、統廃合を進めるにあたっては、既存施設の近辺や同一地域内に避難所等の機能が確保できるかという観点も重要となる。
- ・ 地域内で複数種類の施設を統廃合・共同設置することとすれば、A施設は○市、B施設は△市というように、分担して施設を保有することが可能となるため、住民の理解が得やすくなると考えられる。

### (ii) 費用計算の考え方

- ・ ここでは標準的な単価から建替費用等を算出しているが、具体的に試算を行う場合には、実績値を使用するなど、各施設の個別の状況等を反映させることが必要である。
- ・ 事業費ベースで施設にかかる費用を算出しているが、費用の財源としては、国庫支出金や利用料金収入等も考慮すべきものとなる。
- ・ 参考として土地売却益を考慮した場合の効果額も示しているが、土地売却益は、固定資産である土地が流動資産である現金となっただけであり、資産の総額が売却前後で変化するわけではない。さらに、土地売却益を計上することで、統廃合の効果額を上乗せしていると誤解されるおそれもあるため、取扱いには注意が必要である。

### (iii) 住民の理解を得るための取組み

- ・ 施設の統廃合が円滑に進むかどうかは、住民との合意形成が重要な鍵となる。公共施設は、過去から現在、将来にわたる住民の共有財産である。現状のまま施設を維持すれば将来どれだけ負担が重くなるか、削減した費用は何に使われるかなど、住民に対して統廃合の意義・必要性を十分に説明し、納得が得られるように最大限努力すべきである。
- ・ 統廃合により施設までの利便性が悪くなる住民、特に交通弱者に対しては、例えばコミュニティバスを運行する等の配慮が必要になることも考えられる。さらには、移動図書館や電子図書館といった手段も代替策として考えられる。
- ・ 今回のシミュレーションでは想定していないが、統廃合にあわせ、施設の機能充実や複合化、他用途への転用や跡地の活用等により、全体として住民サービスの維持・充実を図るという視点も必要となる。

### (iv) その他

- ・ 指定管理者制度を導入している場合においては、連携団体間において統廃合の時期に指定管理期間の終期をあわせるなど、円滑な統廃合に向けた環境整備も求められる。

## 5. 連携を進めるにあたって

提示したモデル事例の活用に向け、府としては、地域ブロック会議において連携の手法や人的・財政的メリットの詳細について情報提供を行うとともに、連携を希望する団体間の調整を積極的に行うなど、連携実現に向けたサポートを行っていく。

このような府のサポートと併せて、連携の実現には、市町村が自ら主体的に取組みを進めていくことが何よりも重要となる。そのため、各市町村の担当者が十分に意見交換を進めることはもちろん、トップダウンの取組みも必要となってくる。

## 第4章 新たな試みの提案

### 1. 提案の目的

これまで、府内市町村は様々な事務において広域連携の取組みを進めてきたが、他の都道府県では連携事例が多数あるにもかかわらず、府内ではあまり例がない事務も存在する。

これらの中には、地域特性上、府内ではそもそも事務の発生が見込まれないものもあるが、府内でも連携が可能であるにも関わらず、実現に至っていないものもあると考えられる。

そこで、現在、府内で連携の例がない、または極めて少ない事務について、効果的なものを選定し、府内での連携に向けた新たな試みを提案する。

### 2. 検討の方向性

#### (1) 他の都道府県での連携状況

総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成28年7月1日現在）」から、他の都道府県では事例が多いが、府内では実施されていない、または極めて少ない事務のうち代表的なものを以下のとおり抽出した[図表4-1]。

図表4-1 他の都道府県での連携事例のうち、府内市町村では実施されていないもの

※府内で多く活用されている「機関等の共同設置」「事務委託」「一部事務組合」の事例を抽出

#### 【機関等の共同設置】

事務の内容	設置件数	設置団体数	実施例のある都道府県数
行政不服審査法上の附属機関に関する事務	11	85	9

#### 【事務委託】

事務の内容	委託件数	事務の内容	委託件数
住民票の写し等の交付に関する事務	1,415	行政不服審査法上の附属機関に関する事務	34
公務災害に関する事務	179	消費生活相談に関する事務	21
退職手当に関する事務	134	輸送施設に関する事務	12
情報基盤整備に関する事務	90	公平委員会に関する事務	10

#### 【一部事務組合】

名称	主な事務の内容
市町村総合事務組合	消防災害補償、消防団員退職金・賞じゅつ金、職員の採用試験、職員研修、退職手当、公務災害、公平委員会、交通災害共済、会館・共有財産等の維持・管理 等

出典：総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成28年7月1日現在）」（2016年12月）から作成

## (2) 府内での実施の可能性

(1) で抽出した事例の多くは、府内では事務の発生が見込めないものや、他の都道府県では府内より小規模な団体が多いことから連携が進んでいるものであると考えられる。こうした事務は、府内では新たに連携が進む可能性は低い。また、府内では、同様の事務について、既に地方自治法に基づかない協定等での連携で対応しているものもある。そのため、事務の内容に着目すると、今後府内で活用できるものは多くないと考えられる。

そこで事務内容以外に着目すると、全国的には、市町村総合事務組合のような、都道府県内の全て、または大多数の市町村間で連携している事例が多くある。それに対して府内では、7地域（豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南の各地域）の区割りを基本とした地域（以下、「区域」という。）での連携は進んでいるものの、この「区域」を越えた連携事例は少ない。

よって、ここでは、府内での連携における新たな試みとして、「区域」を越えた連携を具体的に提案していく。

## 3. 「区域」を越えた連携の候補事務

府内では、市町村総合事務組合は設置されておらず、府内市町村の規模や体制等の状況を踏まえると、新たに総合事務組合を設立することは現実的ではない。

他府県の市町村総合事務組合では、「専門性が高く」かつ「業務量が少ない」ことから、ノウハウの蓄積等の面で課題がある事務を広域で実施している。この課題は府内でも同様であるが、そうした中でも連携が進んでこなかった大きな理由は、「区域」内での連携では業務量が確保できず、連携しても効果が薄いといったことが考えられる。よって、「区域」を越えた連携によってスケールメリットが得られるのであれば、連携が進むと期待できる。

そこで、「専門性が高く」かつ「業務量が少ない」事務のうち、他の都道府県の状況や府内市町村のニーズ調査結果を踏まえて、「公平委員会」及び「行政不服審査会」を、「区域」を越えた連携の候補事務として取り上げる。

### (1) 候補事務の概要

#### (i) 公平委員会

公平委員会は、準司法的機能を担う行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための独立組織である。職員の勤務条件に関する措置要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずることを職務としている。なお、政令指定都市は公平委員会ではなく、人事委員会を設置することとされている。

公平委員会にかかる案件は、人事評価制度の導入（2016年度～）、評価結果の給与反映の開始（2017年度～）及び会計年度任用職員制度の導入（2020年度～）等により今後増加する可能性があり、これまで案件が発生していなかった市町村においても事務が発生する可能性が高まっている。

## (ii) 行政不服審査会

行政不服審査会は、行政庁の処分等に関する審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックする機関である。

## (2) 共通の課題

公平委員会や行政不服審査会を担当する職員は、案件発生に備えて専門的知識を習得しておく必要があるが、多くの市町村で案件が年間1件も発生しないことから、十分な知識やノウハウの蓄積が難しい。その上、恒常的な案件発生を想定した人員体制となっていないため、案件発生時に担当職員にかかる負担が大きい。そして、実際にほとんど案件が発生していないことから、これらの課題についての認識が十分ではないと考えられる。

## (3) 連携の効果と意義

連携が実現すると、専門性の確保、ノウハウの蓄積や業務効率の向上とともに、職員の負担軽減が図られることから、人的メリットは大きい。

一方で、そもそもの業務量が少なく、担当職員が他の業務を併任している場合が多いことから、連携しても人員の削減につながらず、人件費の削減効果が見込めない市町村もある。

しかし、そのような団体においても、案件発生時に自団体で対応する場合の負担を考慮し、連携における費用負担を「安定的な運営に対する保険」として捉えると、明確な財政効果が得られなくとも、連携の意義は十分にあると考えられる。

また、連携によって安定した審査体制が確保されることは、審査請求等を行う市町村職員や住民にとってもメリットとなる。

## (4) 留意点

「区域」を越えた連携では構成団体が多数となることから、事務を円滑に進めるには、「区域」内での連携以上に、幹事団体と構成団体との連絡調整を十分に行う必要がある。

なお、審査請求等を行う市町村職員や住民にとっては手続きを行う窓口が遠くなるが、この点については、書面のやりとりが大半であるため、必ずしも大きな課題とはならないと考えられる。

## 4. 連携体制等の提案

ここからは、「公平委員会」及び「行政不服審査会」を広域で設置する際の具体的な手法等を検討し、体制や費用負担のあり方を提案する。

なお、ここで示す体制等は、新たな取組みの基本的な枠組みを案として示したものであり、具体的に連携を検討する際は、各市町村の実情を踏まえた議論が必要となる。

## **(1) 連携方法の概要**

### **(i) 連携の手法**

今回の候補事務のみで連携する場合、府内で事例が多い機関等の共同設置、事務委託、一部事務組合の手法のうち、一部事務組合は運営コストが高いため現実的ではない。また、機関等の共同設置は、構成団体の意見の反映が容易であることがメリットであるが、いずれの候補事務も中立の立場から客観的な判断を行うものであり、構成団体の意見を反映させる必要はないと考えられることから、機関等の共同設置で対応する必要性は乏しい。

以上から、ここでは、事務委託による連携が最適であるとして、以下の検討を行う。

### **(ii) 人員体制**

今回の候補事務は高い専門知識を要するものであるため、幹事団体に業務量に応じた職員を適切に配置することはもちろんのこと、連携の効果を発揮するため、担当職員が専門性を高め、ノウハウを蓄積できる環境を整備することが求められる。

十分な事務処理実績があり、ノウハウが蓄積されている市町村が幹事を担う場合は、連携にあたって新たな組織を設置する必要はなく、既存の組織に業務量に見合う人員を配置すれば対応できる。

十分な事務処理実績がない市町村が幹事を担う場合は、専門性を確保し、かつ併任等により他事務の影響を受けない体制とするため、幹事団体の中に連携事務を専任で処理する組織（課・事務局）を設置することが望ましい。

なお、市町村によっては、候補事務の担当に弁護士等の専門職員を充てている場合もあるが、ここでは、一般的な事務職員が対応できる体制について検討する。

### **(iii) 費用負担**

案件発生の有無に関わらず、幹事団体には、他団体の権限を保持することに一定の負担が生じる。よって、構成団体において定期的な案件発生が見込めない場合でも、人件費等の必要経費を一定の割合で構成団体が負担すべきであると考えられる。

ただし、個別案件の処理に要した旅費等、団体ごとの事務経費が明確に区別できる場合は、その実費は該当する団体が負担することが適当である。

## **(2) 公平委員会の広域化**

人事委員会設置市を除く府内全市町村が連携した場合（提案1）と、隣接する複数の「区域」の市町村が連携した場合（提案2）を想定して体制案を示す。なお、提案2では、2つの「区域」で連携しても専任の組織を設けるほどの業務量が見込めないものとして、事務処理体制が確保されている近隣の人事委員会設置市に委託することを想定している。

## (i) 現状

### ①担当職員の状況

- ・多くの市町村は公平委員会事務局に専任の担当を置かず、他の行政委員会事務局等の職員が公平委員会事務局も担当している。
- ・担当職員の具体的な業務内容には、定例的なものとして、定例会の開催や研修等への参加があり、案件発生時の臨時的なものとして、措置要求、審査請求及び苦情相談に伴う委員会对応（連絡調整、議事録・裁決書案の作成等）といったものがある。

### ②委員及び委員会の状況

- ・地方公務員法第9条の2により、委員は3人（委員長1人、委員2人）と規定されている。
- ・恒常的に事務が発生している団体への調査結果では、措置要求及び審査請求の処理期間は1件当たり1年半から2年程度であり、1件当たりの審議回数は10回程度である。
- ・公平委員会を設置している41市町村における措置要求及び審査請求の総数は、継続審査中のものを含め年間15件程度である。現状では、多くの団体で10年に一度、またはより低い頻度でしか案件が発生していない。

### ③費用の状況

- ・委員報酬については、以下の2つの支給方法がある。

#### A：月額制

案件発生に備えて、毎月定例会を実施している場合に多く、約7割の市町村が採用している。

※府内市町村における平均月額：委員長28千円 委員22千円（委員長1人、委員2人で総額72千円）

#### B：日額制

定例会の開催が年に一度である場合に多く、約3割の市町村が採用している。

※府内市町村における平均日額：委員長13千円 委員12千円（委員長1人、委員2人で総額37千円）

## (ii) 提案における条件設定

連携体制案を提示するにあたり、以下の条件を設定した。なお、恒常的に事務が発生している団体への調査に基づき条件を設定したが、ここで示した値はあくまで参考値であり、具体的に連携を検討する際は、各団体の実情に応じた分析等が必要となる。

### ①委員会の体制

- ・委員の負担を考慮し、委員会の開催を月1回、2時間程度とする。1件の審議時間を30分程度とすると、1回の委員会で最大4つの案件を審議することができる。  
⇒措置要求及び審査請求を処理するには1件当たり10回程度審議が必要となるため、年間で処理できる案件は最大5件（4件×12か月÷10回＝4.8件）とする。
- ・委員報酬は、多くの市町村が採用する月額制を採用する。

### ②人員体制

- ・恒常的に事務が発生している団体への調査結果から、担当職員1人につき、年間2件程度の案件を処理できるものとする。

### ③費用負担

- 公平委員会は各団体の職員からの措置要求等を処理するため、基本的には職員数に比例して案件が発生すると考えられる。よって、連携後の費用負担については職員数割で試算する。

※実際には、企業職員等、公平委員会の対象外となる職員を除いた数を用いる必要がある。

※ここでは、モデルとして計算を簡便にするため、職員数割のみで算出する。

## (iii) 提案 1 : 人事委員会設置市を除く府内全市町村での連携

### ①概要

- 公平委員会を設置する府内 41 市町村全てが連携し、幹事団体に事務を委託する。
- 41 市町村の一般行政職員の総数は約 31,000 人、年間の平均案件総数は 14.8 件である。  
※一般行政職員の総数は 2018 年 4 月時点。平均案件総数は措置要求及び審査請求数の 2013～2017 年度の平均（継続審査中の案件を含む。）[図表 4-3]。
- 委員会の年間処理件数が最大 5 件であることから、形式上、年間の対応件数が 5 件程度となるように府内を 3 つに分け、それぞれに公平委員会を設置する。ただし、方針や費用負担等については、全団体に検討するものとする。
- 幹事団体は、41 市町村のうち比較的規模が大きい団体から 3 団体を選定する。

### ②人員体制

- 公平委員会の事務は全体的に案件数が少ないため、十分な事務処理実績がない市町村が幹事を担うことを想定し、幹事団体の中に連携事務を専任で処理する組織（課・事務局）を設置する。
- 担当職員 1 人が年間で処理できる件数は 2 件であるため、1 つの委員会で 5 件に対応できる体制として、担当職員を 3 人配置する。事務局の体制は、事務局長（次長級）1 人、係長 1 人、担当者 2 人の計 4 人とする。

### ③費用負担

- 人件費と委員報酬を 41 市町村で分担する。ただし、個別の団体の事務に要する経費が明確に区別できる場合は、その実費は該当する団体が負担する。

- 人件費は年額 14,900 千円（次長：5,000 千円、係長：4,100 千円、担当者：2,900 千円×2 人）とする。 ※人件費は、府内市町村の給料表を参考に算出し、月額を 12 か月分を計上。各種手当等は含まない。以下同じ。

- 1 委員会あたりの年間委員報酬は 864 千円（月額 72 千円×12 ヶ月）とする。

※府内市町村の月額制の団体の平均額

- 3 委員会を設置することから、連携にかかる費用の年額は  
人件費（14,900 千円×3）+ 委員報酬（864 千円×3）=47,292 千円

⇒職員 1 人あたりの費用負担額は

$$\text{費用総額 (47,292 千円)} \div \text{総職員数 (31 千人)} = 1,526 \text{ 円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「1,526 円 × 職員数」となる[図表 4-2]。



図表 4-2 職員数別年間費用負担額

職員数	市町村数	年間費用負担額
～ 149 人	6	～ 228 千円
150 人～ 299 人	5	229 千円～ 457 千円
300 人～ <b>566 人</b>	12	458 千円～ <b>864 千円</b>
567 人～ 999 人	8	866 千円～ 1,525 千円
1,000 人～ 1,999 人	5	1,526 千円～ 3,051 千円
2,000 人～	5	3,052 千円～

#### ④留意点

- ・ この連携では、府内に 3 委員会を設置するが、費用を全市町村で分担することで、負担を平準化し、安定的に運営することができる。
- ・ 連携前の委員報酬の平均年額が 864 千円であることから、職員数が 567 人以上の団体または会議出席ごとに日額制で委員報酬を支払っている団体は、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

#### (iv) 提案 2 : 隣接する複数の「区域」の市町村での連携（人事委員会設置市への委託）

##### ①概要

- ・ 人事委員会設置市を含む、隣接する 2 つの「区域」の市町村（約 10 団体）で連携し、人事委員会設置市に事務を委託する。
- ・ 委託団体の総職員数（一般行政職員）は 6,000 人、年間の平均案件総数は 2 件と設定する。
- ・ 人事委員会は公平委員会で取り扱う業務の他に、職員の給与に関する勧告や、採用試験、昇任選考等、幅広い業務があるため、委員会を毎月複数回開催することを想定した体制となっている。よって、連携するにあたり新たな組織を設置する必要はない。

##### ②人員体制

- ・ 幹事となる人事委員会設置市はノウハウ等の蓄積があるため、専任の組織（課・事務局）は設置しない。事務局職員 1 人が年間処理できる案件は 2 件程度であるため、既存の体制に担当職員 1 人を追加で配置して対応する。

##### ③費用負担

- ・ 委託団体において担当職員 1 人分（年額 2,900 千円）の人件費を負担する。

⇒職員 1 人あたりの費用負担額は

$$\text{人件費 (2,900 千円)} \div \text{総職員数 (6,000 人)} = 484 \text{ 円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「484 円 × 職員数」となる。

- ・ ①で述べたとおり、人事委員会は多様な業務を取り扱うため公平委員会と性質が異なることから、委員報酬については、案件の発生ごとに、当該団体が実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会にかける場合は、さらに団体間で按分する。

【委員報酬の例】（委員長）37千円 × 1人 × 委員会の開催日数

（委員）31千円 × 2人 × 委員会の開催日数

※府内人事委員会設置市の平均日額

#### ④留意点

- ・ 提案1と同様、団体によっては、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

《参考》

【図表 4-3】 地域別措置要求及び審査請求数（年間平均）及び職員数一覧（人事委員会設置市を除く）

地域	市町村名	年間平均 件数	職員数(人)
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	6.0	4,185
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	3.6	6,843
北河内地域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	0.6	5,912
中河内地域	八尾市、柏原市、東大阪市	2.0	4,774
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	0.8	3,845
泉北地域	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	0.8	1,930
泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	1.0	3,585
	合計	14.8	31,074

※年間平均件数は、措置要求及び審査請求数の2013～2017年度の平均（継続審査中の案件を含む）

※職員数は、2018年4月1日時点

（府総務部市町村課まとめ）

### (3) 行政不服審査会の広域化

府内全市町村が連携した場合（提案 1）と、隣接する複数の「区域」の市町村が連携した場合（提案 2）を想定して体制案を示す。

#### (i) 現状

##### ①担当職員の状況

- ・ 多くの市町村は行政不服審査会事務局に専任の担当を置かず、法規担当課や監査委員事務局等の職員が行政不服審査会の事務を担当している。
- ・ 担当職員の具体的な業務内容は、案件発生時の審査会対応（連絡調整、議事録及び答申案文の作成、国のデータベースへの登録など）のみであり、案件の有無にかかわらず発生する定例的な業務はない。

##### ②委員及び委員会の状況

- ・ 委員数について法令等の規定はない。各団体が条例で委員数を定めており、3 人から 5 人であることが多い。
- ・ 恒常的に事務が発生している団体への調査結果では、行政不服審査会への諮問から答申までに要する期間は平均 2 か月半で、その間の審議回数は平均 2 回である。
- ・ 行政不服審査会を設置している 43 市町村における答申の総数は、年間 40 件程度で、多くの団体では 1 件以下の頻度でしか案件が発生していない[図表 4-5]。

##### ③費用の状況

- ・ 委員報酬は、日額制の団体が多い。 ※府内市町村における平均日額は 11 千円

#### (ii) 提案における条件設定

連携体制案を提示するにあたり、以下の条件を設定した。なお、恒常的に事務が発生している団体への調査に基づき条件を設定したが、ここで示した値はあくまで参考値であり、具体的に連携を検討する際は、各団体の実情に応じた分析等が必要となる。

##### ①審査会の体制

- ・ 委員の負担を考慮し、審査会の開催を月 1 回、2 時間程度とする。1 件の審議時間を 1 時間程度とすると、1 回の審査会で最大 2 つの案件を審議することができる。  
⇒審査請求を処理するには 1 案件あたり 2 回程度審議が必要となるため、年間で処理できる案件は最大 12 件（2 件×12 か月÷ 2 回 = 12 件）とする。
- ・ 委員報酬は、多くの市町村が採用する日額制を採用する。

##### ②人員体制

- ・ 恒常的に事務が発生している団体への調査結果から、担当職員 1 人につき、年間 20 件程度の案件を処理できるものとする。

### ③費用負担

- ・ 行政不服審査会は、基本的には当該市町村の住民の審査請求を処理することから、連携後の費用負担については人口割で試算する。

※ここでは、モデルとして計算を簡便にするため、人口割のみで算出する。

### (iii) 提案 1 : 府内全市町村での連携

#### ①概要

- ・ 府内 43 市町村全てが連携し、幹事団体に事務を委託する。
- ・ 43 市町村の総人口は 882 万人、年間の平均答申総数は 40 件である。  
※総人口は 2018 年 4 月時点。平均答申総数は 2016 年 9 月～2018 年 8 月の 2 年間の平均。
- ・ 審査会での年間処理件数が最大 12 件であることから、4 部会を設置し、委員は 1 部会 3 人とする。
- ・ 幹事団体は、43 市町村のうち一定のノウハウがある団体から 1 団体を選定する。

#### ②人員体制

- ・ 担当職員 1 人当たりの審査請求に関する対応可能件数は年間 20 件であるため、担当職員は 2 人配置し、職階は、係長 1 人、担当者 1 人とする。管理職は、幹事団体における法務担当課長等が兼務する。

#### ③費用負担

- ・ 委託団体において 7,000 千円（係長：4,100 千円、担当者：2,900 千円）の件費を負担する。

⇒人口 1 人あたりの件費負担額は

$$\text{件費 (7,000 千円)} \div \text{総人口 (882 万人)} = 0.8 \text{ 円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「0.8 円×人口」となる[図表 4-4]。

図表 4-4 人口別年間件費負担額

人口	市町村数	費用負担額
～ 5 万人	10	～ 40 千円
5 万人～10 万人	11	40 千円～ 80 千円
10 万人～20 万人	12	80 千円～ 160 千円
20 万人～50 万人	8	160 千円～ 400 千円
50 万人～	2	400 千円～

- ・ 審査請求がない場合は審査会を開催する必要がないため、案件発生団体が委員報酬を含む実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会で審議する場合は、さらに団体間で按分する。

【委員報酬の例】 11 千円 × 3 人 × 委員会の開催日数 ※府内市町村の平均日額

#### ④留意点

- ・ 連携前にはほとんど件費が発生していない市町村が多いことから、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

#### (iv) 提案2：隣接する複数の「区域」の市町村での連携

##### ①概要

- ・ 隣接する複数の「区域」内の市町村（約10団体）で連携し、一定のノウハウがある団体を幹事として事務を委託する。
- ・ 総人口は150万人、年間の平均発生件数は10件とする。

##### ②人員体制

- ・ 担当職員1人当たりの年間の審査請求に関する対応可能件数20件であるため、幹事団体において0.5人相当の増員が必要となる。

※業務量の増加分が1人分に満たないため、増員にあたっては、再任用職員等の短時間勤務職員の配置が想定される。なお、本提案では、短時間勤務職員1人あたりの人役を0.5人とし、短時間勤務職員の標準的な年間対応件数を10件とする。

##### ③費用負担

- ・ 委託団体において1,450千円（担当者2,900千円 × 0.5）の人件費を負担する。

⇒人口1人あたりの費用負担額は

$$\text{人件費 (1,450千円)} \div \text{総人口 (150万人)} = 0.97 \text{円}$$

⇒各市町村の年間費用負担額は、「0.97円 × 人口」となる。

- ・ 提案1と同様に、審査請求がない場合は審査会を開催する必要がないため、案件発生団体が委員報酬を含む実費を負担する。複数団体の案件を同時に委員会で審議する場合は、さらに団体間で按分する。

##### ④留意点

- ・ 提案1と同様、団体によっては、連携により費用が増える可能性がある。ただし、委託団体の業務量は減少する。

《参考》

図表 4-5 地域別 年間平均答申数及び人口一覧

地域	市町村名	年間平均 答申数	人口(人)
大阪市	大阪市	17.5	2,716,989
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	2.5	665,953
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	2.5	1,125,475
北河内地域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	3.0	1,149,247
中河内地域	八尾市、柏原市、東大阪市	2.5	832,949
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	9.5	602,418
泉北地域	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	2.0	1,165,354
泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	1.0	561,031
	合計	40.5	8,819,416

※平均答申数は、2016年9月～2018年8月の2年間の平均

※人口は、2018年4月1日時点の推計人口（府総務部統計課）

（府総務部市町村課まとめ）

## 5. 連携を進めるにあたって

これまで、府内では7つの「区域」それぞれの中で連携に向けた協議が進められることが大半であったため、「区域」を越えた連携を進めるにあたっては、まず協議の場を設定する必要がある。また、連携団体が増加するほど調整が難しくなるおそれがあることから、「区域」を越えた連携、特に府内全域での連携を検討する場合には、旗振り役の存在が不可欠であり、その果たす役割は非常に大きい。

そこで、府としては、地域ブロック会議を複数の地域で合同開催するなど、これまで以上に柔軟に協議の場を設定していく。その上で、異なる「区域」の市町村が連携を希望する場合の調整といったきめ細やかなサポートを行っていく。

併せて、連携の実現には、「区域」内での連携の場合以上に、各市町村の担当者が十分に意見交換を進めることはもちろん、トップダウンの取組みも必要となってくる。

## 第5章 課題事項への対応

### 1. 連携にかかる課題とその背景

連携を進めるにあたっては、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要すること、また、場合によっては、合意に至らないことが大きな課題である。

このような中で、全団体で合意形成を図り連携を円滑に進めていくには、まず何より、関係者が広域連携の意義や必要性を十分に認識し、自団体の利益だけでなく、連携団体全体の利益を最大化するにはどうすべきかを考える姿勢をもつことが重要となる。その上で、課題解決に向けて具体的にどう対応していくか、関係団体が考え方を共有する必要がある。

ここでは、新たな連携に向けた調整段階、または連携後に発生する代表的な課題として、「費用負担に関する課題」「人的負担に関する課題」「幹事団体の負担に関する課題」の3つを取り上げ、それぞれについて標準的な考え方や対応策を示す。

### 2. 費用負担に関する課題

#### (1) 現状と課題

連携にかかる各市町村の費用負担額は、財政効果に直結するものであることから、各種調整の中でも特に関心が高い事項となる。受益に応じて費用を分担すべきであるという考え方に異論はないと思われるが、具体的な費用の負担方法の決定にあたっては、各団体はそれぞれ自団体が最も有利となるような方法を望みがちであることから、調整が難航する場合が少なくない。

#### (2) 対応策

具体的な費用の分担方法は、構成団体の全てが納得できる議論を経て決定されるべきである。そこで、各構成団体が公平性の観点を十分に認識した上で議論に臨むことができるよう、標準的な考え方を示す。

##### (i) 基本的な方向性

- ・ 各団体の費用負担額は、連携によって享受できる効果に応じたものとするべきである。
- ・ 負担割合は連携事務の内容や性質に応じて検討されるべきであるが、割合を一定の値に固定する方式は、連携後の事情の変化の反映が困難であるため適当でない。毎年度最新の指標を用いて負担割合を決定する方式が適当である。

##### (ii) いわゆる「実績割」のあり方

- ・ 受益に基づく負担という観点から、各構成団体にかかる事務処理実績に基づき負担割合を設定することが最も妥当である。
- ・ 実績は、可能であれば現年度の値を用いることが望ましいが、年度末まで件数が確定しない等の事情で予算措置が困難な場合は、過去の実績（予算要求を行う時点での直近値）を用いる方法も合理的である。

- ・ 実績を定量化することが難しい場合は、その事務に対応する関連指標を用いることが考えられる。具体的にどのような指標を用いるかについては、事務の性質や内容によって判断することになるが、実績と何らかの相関関係が認められるものを使用することが大前提となる。また、必要に応じていくつかの指標を組み合わせることも可能である。

### (iii) いわゆる「均等割」のあり方

- ・ 実績割のみで費用を分担すると、構成団体の中で実績が極端に少ない団体は、負担額が極めて少額となる。しかし、事務が1件も発生しない場合でも、基礎的な体制が確保されていることで、そうした団体にも一定の利益が生じている。そのため、構成団体が一律に負担すべき共通経費として、費用の一部を各団体が均等に負担することには合理性がある。
- ・ ただし、均等割の対象は、基礎的な体制の確保に必要な部分に限定すべきである。あくまでも、実績割を基本として費用を分担することが望ましい。
- ・ 同規模団体間の連携や、事業規模が大きい事務での連携では、全構成団体に一定の費用負担が発生するため、あえて均等割を設定する必要がない場合もある。

### (iv) その他の考慮事項（幹事団体に負担が集中している場合）

以下のような費用についても、構成団体間での費用負担の対象に含めることは一定の合理性がある。

- ・ 幹事団体の執務室を使用する場合の、使用料や共益費相当額  
 ※ただし、幹事団体が連携事務以外の事務にも使用している場所や、減免基準に適合する場合（一般的に公共利用の場合の使用料は全額免除）まで負担対象とするか等、十分な議論が必要。
- ・ 幹事団体に人的負担が集中する場合の、連携事務に従事する職員の退職手当相当額

#### 《参考》

連携事務に従事する職員は、所属団体にかかる事務だけでなく、他団体の事務も処理することとなる。

職員が他団体の事務に従事する制度の代表例である地方自治法に基づく職員の派遣においては、派遣された職員の退職手当について、原則として派遣元団体の負担としているが、当該派遣が長期間にわたることその他の特別な事情があるときは、派遣先の団体が退職手当の全部又は一部を負担することができる」とされている。

#### 【地方自治法第252条の17第2項】

〈略〉退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別な事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。



### 3. 人的負担に関する課題（特に機関等の共同設置に関するもの）

#### （1）職員配置に関する課題

##### （i）現状と課題

機関等の共同設置のうち「内部組織の共同設置」による連携では、複数の構成団体の職員が連携事務に従事するという方式が多いが、その際、一部の団体が適切とはいえない人選を行ったり、配置された職員が異なる環境での勤務に適応しづらいといった例がみられる。そうした場合には、連携事務の処理に支障が生じることとなる。

##### （ii）対応策：幹事団体の職員のみで組織を構成する方式の導入

###### ①効果等

- ・ 幹事団体の職員のみで組織を構成し、幹事団体以外の構成団体の職員は配置しない方式であれば、連携事務に従事する職員は、通常の自団体業務と同じ環境で業務に取り組むことができ、負担が軽減される。また、人事担当にとっても、特別な配慮が不要となることで人選が行いやすくなる。
- ・ この方式はこれまでも府内で事例があり、近年では、泉南地域の広域まちづくり課（2017年～）や豊能地域の広域福祉課（2018年～）で採用されている。
- ・ 特定の団体に事務が集中することを防ぐため、複数の事務で連携している場合は、事務ごとに幹事団体を役割分担することも効果的である。

###### ②留意点

- ・ 複数の構成団体の職員が連携事務に従事する方式でも、同じ団体から配置される職員が一定数いる場合は、配置された職員が環境に適応しづらいという課題は発生しにくいと考えられる。よって、幹事団体の職員のみで組織を構成する方式は、特に小規模な連携に適している。
- ・ 幹事団体の職員のみで組織を構成する方式では、仮に連携を廃止した場合、幹事団体以外の構成団体には連携の間のノウハウが蓄積されていないため、事務処理に支障が生じるおそれがある。また、幹事団体においては、特に専門職員を要する事務の場合、連携事務を処理するために確保していた職員の連携廃止後の配置等が課題となる。
- ・ 複数の構成団体の職員が連携事務に従事するという方式には、幹事団体以外の構成団体へのノウハウの蓄積や、構成団体間での広域連携に関する意識の共有といったメリットもあるため、それぞれの職員配置のメリットとデメリットを十分に比較し検討する必要がある。

#### （2）人件費負担に関する課題

##### （i）現状と課題

連携事務に従事する職員の人件費については、支払額を実費ベースで算出した上で、その合計額を構成団体間で分担するのが一般的である。そのため、職階や事務処理能力が同等であっても、各団体の事情で人件費の高い職員が配置された場合、当該職員にかかる人件費の増分を全構成団体で負担することとなり、不公平感が生じる。

## (ii) 対応策：人件費の標準額の設定

### ①効果等

- ・ 構成団体間の協議により職階ごとに標準額を設定し、実費ではなく標準額分を構成団体間で分担する。実際の人件費との差額については、超過分は当該職員の所属する団体が負担し、標準未満の場合は差額を所属団体の負担金から差し引く。
- ・ 特に、「職員配置に関する課題」の対応策で示したように、幹事団体が全ての職員を配置する方式では、具体的な配置人員について構成団体間の協議の機会がなくなる。そのような中で、幹事団体が選任する職員の構成に偏りが生じる可能性がある場合等は、費用負担の公平性確保の観点から、標準額の設定が望ましいと考えられる。
- ・ 標準額を設定することで、年度による人件費の変動がなくなり、より安定的に運営できるというメリットもある。

### ②留意点

- ・ この方法では、一見、人件費の低い職員を連携事務に従事させると財政的メリットがあるように思われるが、実際には、配置する職員の人件費によって財政面で差は出ない[図表 5-1・5-2]。

《参考》人件費の標準額を設定した場合の構成団体の費用負担の例

〔想定〕団体A、B、Cの3団体で構成

団体Aから標準額600万円の職員1人を配置（事務費はないものと仮定）

図表 5-1 現状：各団体は人件費の実費相当額を3分の1ずつ負担

配置職員の実際の人件費	団体名	団体Aの人件費削減額	連携にかかる負担額	差引
450万円	A	▲450万円	150万円	▲300万円
	B	—	150万円	—
	C	—	150万円	—
600万円	A	▲600万円	200万円	▲400万円
	B	—	200万円	—
	C	—	200万円	—
750万円	A	▲750万円	250万円	▲500万円
	B	—	250万円	—
	C	—	250万円	—

⇒団体Aが配置する職員によって、団体B、Cの負担額が変わる。

図表 5-2 標準額を採用した場合：各団体は、人件費の標準額を3分の1ずつ負担

※標準額と実際の人件費の差額については、超過分は団体Aが負担し、標準未満の場合は差額を団体Aの負担金から差し引く

配置職員の実際の人件費	団体名	団体Aの人件費削減額	連携にかかる負担額	差引
450万円	A	▲450万円	200万－(600万－450万) ＝50万円	▲400万円
	B	—	200万円	—
	C	—	200万円	—
600万円	A	▲600万円	200万円	▲400万円
	B	—	200万円	—
	C	—	200万円	—
750万円	A	▲750万円	200万＋(750万－600万) ＝350万円	▲400万円
	B	—	200万円	—
	C	—	200万円	—

⇒団体Aが配置する職員によって、団体Aの負担額は変わるが、団体B、Cの負担額は変わらない。

※いずれの場合も団体Aの差引金額は同額となる。

## 4. 幹事団体の負担に関する課題

### (1) 現状と課題

全国の連携事例では、圏域の中心となるような大規模な市が幹事団体を務めており、周辺団体より強固な行財政基盤を活用し、圏域の中核を担う存在として幹事の負担を引き受けている場合が多い。

一方で、府内では、同等規模の市町村間の連携も多くみられる。よって、比較的小規模な団体であっても幹事を務めることになるが、連携にかかる各種調整や取りまとめ等の負担が大きいことが、連携を進める上での支障となっている。

幹事団体の負担は、先に掲げた費用負担や人的負担に関する考え方を構成団体間で共有することで、ある程度は軽減できると考えられるが、連携を継続する限りは避けられないものである。

### (2) 対応策：幹事団体へのインセンティブ強化

#### (i) 費用負担額の軽減

幹事団体に一定の負担がかかることは避けられないということを前提として、費用負担の一部を軽減するといった方策が考えられる。府内では、豊能地域の「共同処理センター」での連携において、費用負担のうち均等割部分について、全団体同額ではなく、幹事市の負担額を他の構成団体の3分の2に軽減しているという例がある。

#### (ii) 府による支援

幹事団体には様々な負担がかかるが、連携開始時には、費用の分担方法や人員体制等、各種調整事項を取りまとめる必要があり、負担が特に大きい。

府としては、連携に向けた協議の場づくりや個別の団体間の調整等、きめ細やかな支援を行っていくほか、財政面でも、市町村振興補助金の配分における幹事団体への加算のあり方について検討を行っていく。

#### (iii) 国による支援

国においては、地方圏の市町村に対し、連携中枢都市圏や定住自立圏といった制度で、圏域の中心となる市と周辺市町村との連携を促進し、中心市に対して財政的な支援を行っている。

一方で、三大都市圏については、規模・能力が一定以上ある市町村が圏域内に多く存在することから、中心市が広域的な都市機能・行政機能を中心的に担う形ではなく、水平的・相互補完的・双務的に役割分担を行うことが効果的であるとされている。

しかし、都市圏においても人口減少が急速に進行していることから、規模・能力の面で、水平的・相互補完的・双務的な役割分担に対応できない市町村が出てくることは避けられない。このような団体が、周辺市町村との連携によって行政機能を維持していくにあたっては、連携の幹事を担う団体が核となる必要があり、これまで地方圏の連携幹事団体で想定していたものと同等程度の役割と負担が求められる。

そのため、このような役割を引き受け、規模・能力の面で課題のある市町村の事務を連携により担うこととなる幹事団体に対しては、国により何らかの制度的・財政的な支援がなされる必要があると考えられる。

府としても、今後の地方制度調査会での議論も踏まえ、効果的な支援のあり方を検討し、必要に応じて制度改正等を国に提案していく。

# < 参考資料 >

- ①基礎自治機能の維持・充実に関する研究会 設置要綱
- ②「広域連携に関する研究会」概要
- ③中小企業官公需特定品目
- ④物品等の共同調達 協定書例
- ⑤物品等の共同調達 入札公告例
- ⑥広域での公共施設の統廃合・共同設置 費用計算詳細
- ⑦広域での公共施設の統廃合・共同設置 協定書例

## 【参考資料①】

### 基礎自治機能の維持・充実に関する研究会 設置要綱

#### （目的）

第1条 人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化、社会資本の老朽化等により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、府内市町村が、将来にわたって住民サービスを維持・充実していけるよう、必要な方策について、府と市町村がともに検討・研究を行うため、基礎自治機能の維持・充実に関する研究会（以下「基礎自治機能研究会」という。）を設置する。

#### （所管事項）

第2条 基礎自治機能研究会は、市町村が直面すると想定される課題及び広域連携、市町村合併、市町村独自の取組、府による支援等の対応方策について検討・研究を行う。

#### （構成）

第3条 基礎自治機能研究会は、検討・研究を行う事項ごとに設置するテーマ別の研究会（以下「テーマ別研究会」という。）をもって構成する。

- 2 テーマ別研究会は、市町村が推薦する者及び総務部市町村課職員の中から同課の課長が選定した者をもって構成する。
- 3 テーマ別研究会に座長を置き、総務部市町村課長をもって充てる。
- 4 座長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の者をテーマ別研究会に出席させることができる。

#### （庶務）

第4条 基礎自治機能研究会の庶務は、総務部市町村課において行う。

#### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、テーマ別研究会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

## 【参考資料②】

### 「広域連携に関する研究会」概要

#### ＜ねらい＞

本研究会は、「基礎自治機能の維持・充実にに関する研究会」のテーマ別研究会の一つとして設置したもので、この先府内市町村が直面すると想定される様々な行政課題への対応方策のうち、広域連携の促進に向けた具体的方策を提示・提案することをねらいとする。

#### ＜メンバー＞

研究会メンバーは、市町村課職員及び市町村職員で構成。

市町村職員については、研究テーマに関して知識・実務経験を有し、積極的に検討・研究に参画できる職員を募集。市町村からの推薦に基づき決定。（所属団体の代表ではなく、個人の立場で参画。）

##### ●市町村課メンバー

氏名	所属グループ	役職
土屋 俊平		課長
吉田 真司	振興・分権グループ	課長補佐
平井 良和	振興・分権グループ	総括主査
今仲 昭喜	振興・分権グループ	主査
角田 拓野	振興・分権グループ	主査
中村 有佑	行政グループ	主査
大石 荷葉	財政グループ	主査
田中 秀明	税政グループ	主査

(2018年11月時点)

##### ●市町村メンバー

市町村名	氏名	所属	役職
岸和田市	貝口 みね子	市長公室広報広聴課シティセールス推進担当	参事
寝屋川市	幸西 大輔	総務部人事室	課長
大東市	北谷 友香	政策推進部企画経営課	主査
和泉市	奥 信介	市長公室政策企画室企画経営担当	総括主幹
羽曳野市	南口 修二	市長公室政策推進課	課長
門真市	白川 陽子	保健福祉部高齢福祉課	課長補佐
藤井寺市	角森 慎也	政策企画部政策推進課	課長代理
泉南市	岡田 直樹	教育部	部長
四條畷市	川崎 有紀	総合政策部魅力創造室	主査
大阪狭山市	高橋 宏征	政策推進部人事グループ	課長補佐
阪南市	永井 隆祐	総務部 行政経営室	総括主査
島本町	吉川 展彦	総合政策部	次長兼人事課長
熊取町	橋 和彦	企画部政策企画課	課長

(2018年11月時点)

#### ＜会合の開催実績＞

	開催日	主な内容
第1回	2017年 11月 29日	・研究会のねらいと当面の進め方についての説明 ・近年の広域連携に向けた議論・検討状況の共有
第2回	2018年 2月 20日	・広域連携にかかる課題事項の共有 ・広域連携モデル事例の選定に向けた検討
第3回	2018年 4月 26日	・モデル事例の選定及びシミュレーション方法の検討 ・新たな連携手法の提案に向けた検討
第4回	2018年 6月 6日	・モデル事例のシミュレーション方法の決定 ・新たな連携手法にかかる提案事例の選定
第5回	2018年 7月 23日	・モデル事例のシミュレーション
第6回	2018年 8月 31日	・モデル事例のシミュレーション ・新たな連携手法の検討 ・広域連携にかかる課題事項への対応策の検討
第7回	2018年 10月 3日	・モデル事例のシミュレーション ・新たな連携手法の検討 ・広域連携にかかる課題事項への対応策の検討
第8回	2018年 11月 28日	・報告書の取りまとめについて ・研究成果の活用方法についての意見交換

## 【参考資料③】

### 中小企業官公需特定品目

1. 織物	綿・スフ織物（タオル織物を含む。）、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服、労働用・事務用及び衛生用の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣、オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等
3. その他の繊維製品	1. 2. 以外のものであって以下に例示する繊維製品 じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナブキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、繊維製袋、たび、くつ下、手袋、網、漁網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー等）、マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印刷	機械（とつ版・平版・おう版等）印刷物及び謄写印刷物、罫紙及び事務用記録帳簿等
6. 機械すき和紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン（ペン先、ペン軸）、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテプライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写板及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等 (3) 事務用記録帳簿（印刷に入るものは除く。） 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等
9. 台所・食卓用品	(1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等 (2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コッフェル類、飯ごう等 (3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等 (4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゆうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等 (5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等 (6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同付属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食食用紙製品（紙コップ・さら等）、飲料用ストロー等
10. 再生プラスチック製品	(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等 (2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等 (3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊び具類等 (4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等

出典：中小企業庁「官公需契約の手引 施策の概要（平成29年度版）」（2017年）から作成



## 【参考資料④】

### 物品等の共同調達 協定書例

#### A市及びB町による物品の共同調達に関する基本協定書

A市（以下「甲」という。）とB町（以下「乙」という。）は、物品を共同して調達する（以下「物品の共同調達」という。）ために必要な基本事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

#### 第1条

この協定は、物品の共同調達に関する基本事項に関し、甲乙の合意事項について定め、公共調達の円滑化と効率化を図ることを目的とする。

（対象物品）

#### 第2条

共同調達の対象とする物品は次のとおりとする。

品目 ○○○

（仕様）

#### 第3条

対象物品の仕様は、購入数量、規格のほか必要な内容について甲乙協議の上、別途定める。

（発注）

#### 第4条

- 1 乙は、第2条の物品に係る入札事務を甲に委託する。
- 2 甲がA市一般競争入札実施要綱に基づき実施する入札事務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 入札公告
  - (2) 入札参加に必要な書類の交付及び受付事務
  - (3) 入札参加資格審査及びその通知
  - (4) 開札
  - (5) 落札者決定通知
- 3 物品の共同調達に必要な入札参加資格条件、予定価格及び入札公告の内容は、甲及び乙が協議して定める。
- 4 乙は、甲に対して、入札参加資格審査に必要な情報を提供する。
- 5 前4項の規定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により随意契約によることができる場合に準用する。

(契約)

第5条

- 1 物品の購入契約は甲及び乙がそれぞれの約款により締結する。
- 2 甲及び乙それぞれの契約金額の決定方法は、甲乙協議の上、別途定める。

(納品検査)

第6条

共同調達した物品の納品検査は、甲及び乙が第3条の仕様に定める自らの購入分について行う。

(その他)

第7条

この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 A市  
代表者 A市長 ○○ ○○

乙 B町  
代表者 B町長 ○○ ○○

## 【参考資料⑤】

### 物品等の共同調達 入札公告例

#### 入札公告〔関係部分のみ抜粋〕

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 6 の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、入札説明書の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行うこと。

〇〇年〇〇月〇〇日

A市長 〇〇 〇〇

#### 1 発注の内容

- (1) 案件名称 〇〇の購入
- (2) 品名           ア A市において購入するもの 〇〇  
                  イ B町において購入するもの 〇〇
- (3) 数量           ア A市 30,000個  
                  イ B町 20,000個
- (4) 入札参加資格 A市及びB町の入札参加資格登録者名簿中、〇〇に該当する者  
(A市及びB町両方の登録が必要です。)
- (5) 納入場所       A市及びB町の指定する場所
- (6) 納入期日       〇〇年〇〇月〇〇日
- (7) かし担保期間   あり（原則〇年）
- (8) 入札書記載金額 入札書記載金額は、A市及びB町が調達する案件それぞれの契約希望金額の合計金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜き金額）とすること。

#### 2 契約書等に関する事項

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 契約書は、A市及びB町がそれぞれ落札業者と締結するものとし、契約約款についてもA市及びB町それぞれの約款を用いるものとする。
- (3) 前項において、入札書記載金額を下記の計算式により按分の上、それぞれの金額を算出する。（小数点未満を四捨五入する。）
  - ア A市において調達する案件：入札書記載金額－（次号イの金額）
  - イ B町において調達する案件：入札書記載金額×0.4

(4) 契約金額は、前項で算出して得た金額に消費税及び地方消費税額(小数点未満四捨五入)を加えた額とする。

ただし、消費税及び地方消費税額の合計は、入札書記載金額に0.08を乗じて得た金額(小数点未満切り捨て)と合致するよう、A市において調達する案件の消費税及び地方消費税額で調整する。

### 3 手続き先・問合せ先

(1) 本件入札に関する事、及び落札候補者の提出書類の提出先並びに落札決定後のA市との契約手続きに関する事      A市契約担当課

(2) 落札決定後のB町との契約手続きに関する事      B町契約担当課

# 【参考資料⑥】

## 広域での公共施設の統廃合・共同設置 費用計算詳細

(1) ケース1：地域全体での統廃合モデル

(i) ケース1-1（文化会館）

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)			
						一括払分(千円)	各年払分(千円)						
A	2000	15,000	27,000	270,000	10,800,000	2,700,000	270,000	6,750,000	1,687,500	168,750	756,000	90	1,350,000
B	1995	16,000	17,000	170,000	6,800,000	1,700,000	170,000	4,250,000	1,062,500	106,250	476,000	70	1,120,000
C	1995	15,000	12,000	120,000	4,800,000	1,200,000	120,000	3,000,000	750,000	75,000	336,000	70	1,050,000
D	1985	9,000	5,000	50,000	2,000,000	500,000	50,000	1,250,000	312,500	31,250	140,000	60	540,000
E	1990	5,000	5,000	50,000	2,000,000	500,000	50,000	1,250,000	312,500	31,250	140,000	50	250,000
F	1970	3,000	2,000	20,000	800,000	200,000	20,000	500,000	125,000	12,500	56,000	50	150,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	20	25	30 ☆	35	(40)
B	25	30 ☆	35	40	(45)
C	25	30 ☆	35	40	(45)
D	35	40	45	50	(55)
E	30 ☆	35	40	45	(50)
F	50	55	0 ★	5	(10)

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	312,500	1,812,500	1,887,500	—
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	635,000	526,250	432,500	432,500
	維持管理費	680,000	680,000	680,000	680,000
	B × 5年間(C)	6,575,000	6,031,250	5,562,500	5,562,500
A + C		6,887,500	7,843,750	7,450,000	5,562,500
		20年間累計			
		27,743,750			

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	20	25	30 ☆	35	(40)
B	25	30 ×	—	—	—
C	25	30 ☆	35	40	(45)
D	35	40	45	50	(55)
E	30 ×	—	—	—	—
F	50	55	60 ×	—	—

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	750,000	1,687,500	—
	撤去費	140,000	476,000	56,000	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	603,750	388,750	275,000	275,000
	維持管理費	630,000	460,000	440,000	440,000
	B × 5年間(C)	6,168,750	4,243,750	3,575,000	3,575,000
A + C		6,308,750	5,469,750	5,318,500	3,575,000
		20年間累計			
		20,672,000			
土地売却益		250,000	1,120,000	150,000	—
		1,520,000			

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	277.4億円 (51千円)	—
イ：統廃合する場合	206.7億円 (38千円)	70.7億円 (▲25.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	191.5億円 (35千円)	85.9億円 (▲31.0%)

※端数処理の関係で、差額及び減少率は(C)累計費用から計算した値と一致しない場合がある。以下の項目でも同じ。

【建替え・改修・除却年度に計上する費用】

- ・ 建替え・大規模にかかる改修費用の一括払分：(建替え・大規模改修費用) × 25%
- ・ 撤去費

※土地売却益も参考として提示

【毎年度計上する費用】

- ・ 維持管理費
- ・ 建替え・大規模にかかる改修費用の各年払分：(建替え・大規模改修費用) × 75% ÷ 30年

(ii) ケース 1-2 (中央図書館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)
						各年払分(千円)	各年払分(千円)		各年払分(千円)				
A	1975	2,000	2,300	25,146	920,000	230,000	23,000	575,000	143,750	14,375	64,400	90	180,000
B	1995	3,000	3,000	32,799	1,200,000	300,000	30,000	750,000	187,500	18,750	84,000	70	210,000
C	1990	3,000	2,600	28,426	1,040,000	260,000	26,000	650,000	162,500	16,250	72,800	70	210,000
D	1985	3,000	1,600	17,493	640,000	160,000	16,000	400,000	100,000	10,000	44,800	60	180,000
E	1990	2,000	1,800	19,679	720,000	180,000	18,000	450,000	112,500	11,250	50,400	50	100,000
F	1995	6,000	3,900	42,639	1,560,000	390,000	39,000	975,000	243,750	24,375	109,200	50	300,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	45	50	55	0★	(5)
B	25	30★	35	40	(45)
C	30★	35	40	45	(50)
D	35	40	45	50	(55)
E	30★	35	40	45	(50)
F	25	30★	35	40	(45)

(★：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)					
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年		
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	275,000	431,250	—	230,000		
	撤去費	—	—	—	—		
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	120,875	95,000	95,000	103,625		
	維持管理費	152,000	152,000	152,000	152,000		
	B×5年間(C)	1,364,375	1,235,000	1,235,000	1,278,125		
20年間累計		A+C	1,639,375	1,666,250	1,235,000	1,508,125	6,048,750

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	45	50	55	0★	(5)
B	25	30★	35	40	(45)
C	30×	—	—	—	—
D	35	40	45	50	(55)
E	30★	35	40	45	(50)
F	25	30★	35	40	(45)

(★：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)					
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年		
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	112,500	431,250	—	230,000		
	撤去費	72,800	—	—	—		
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	104,625	78,750	78,750	87,375		
	維持管理費	126,000	126,000	126,000	126,000		
	B×5年間(C)	1,153,125	1,023,750	1,023,750	1,066,875		
20年間累計		A+C	1,338,425	1,455,000	1,023,750	1,296,875	5,114,050
土地売却益		210,000	—	—	—	210,000	

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	60.5億円 (11千円)	—
イ：統廃合する場合	51.1億円 (9千円)	9.3億円 (▲15.5%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	49.0億円 (9千円)	11.4億円 (▲18.9%)

(iii) ケース 1-3 (総合体育館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)			
						一括払分(千円)	各年払分(千円)						
A	1995	31,000	11,000	82,896	3,960,000	990,000	99,000	2,200,000	550,000	55,000	308,000	90	2,790,000
B	1980	39,000	6,000	45,216	2,160,000	540,000	54,000	1,200,000	300,000	30,000	168,000	70	2,730,000
C	1985	7,000	6,000	45,216	2,160,000	540,000	54,000	1,200,000	300,000	30,000	168,000	70	490,000
D	1975	7,000	4,000	30,144	1,440,000	360,000	36,000	800,000	200,000	20,000	112,000	60	420,000
E	1980	16,000	4,000	30,144	1,440,000	360,000	36,000	800,000	200,000	20,000	112,000	50	800,000
F	1995	28,000	9,000	67,824	3,240,000	810,000	81,000	1,800,000	450,000	45,000	252,000	50	1,400,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	25	30 ☆	35	40	(5)
B	40	45	50	55	(60)
C	35	40	45	50	(55)
D	45	50	55	0 ★	(5)
E	40	45	50	55	(60)
F	25	30 ☆	35	40	(45)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	1,000,000	—	360,000
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	280,000	200,000	200,000	216,000
	維持管理費	300,000	300,000	300,000	300,000
	B × 5年間(C)	2,900,000	2,500,000	2,500,000	2,580,000
	A + C	2,900,000	3,500,000	2,500,000	2,940,000
					20年間累計
					11,840,000

イ：統廃合する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
A	25	30 ×	—	—	—
B	40	45	50	55	(60)
C	35	40	45	50	(55)
D	45	50	55	60 ×	—
E	40	45	50	55	(60)
F	25	30 ☆	35	40	(45)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	450,000	—	—
	撤去費	—	308,000	—	112,000
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	280,000	145,000	145,000	125,000
	維持管理費	300,000	217,500	217,500	187,500
	B × 5年間(C)	2,900,000	1,812,500	1,812,500	1,562,500
	A + C	2,900,000	2,570,500	1,812,500	1,674,500
					20年間累計
					8,957,000
土地売却益		—	2,790,000	—	420,000
					3,210,000

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	118.4億円 (22千円)	—
イ：統廃合する場合	89.6億円 (16千円)	28.8億円 (▲24.3%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	57.4億円 (11千円)	60.9億円 (▲51.5%)

(2) ケース2：隣接団体での統廃合モデル

(i) ケース2-1 (文化会館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)	
						一括払分(千円)	各年払分(千円)	一括払分(千円)	各年払分(千円)				
G	1990	14,000	19,000	190,000	7,600,000	1,900,000	190,000	4,750,000	1,187,500	118,750	532,000	80	1,120,000
H	1990	9,000	11,000	110,000	4,400,000	1,100,000	110,000	2,750,000	687,500	68,750	308,000	70	630,000
I	1990	8,000	14,000	140,000	5,600,000	1,400,000	140,000	3,500,000	875,000	87,500	392,000	100	800,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ☆	35	40	45	(50)
H	30 ☆	35	40	45	(50)
I	30 ☆	35	40	45	(50)

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	2,750,000	—	—	—	
	撤去費	—	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	275,000	275,000	275,000	275,000	
	維持管理費	440,000	440,000	440,000	440,000	
	B × 5年間(C)	3,575,000	3,575,000	3,575,000	3,575,000	
	A + C	6,325,000	3,575,000	3,575,000	3,575,000	20年間累計 17,050,000

イ：2施設を除却する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ☆	35	40	45	(50)
H	30 ×	—	—	—	—
I	30 ×	—	—	—	—

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	1,187,500	—	—	—	
	撤去費	700,000	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	118,750	118,750	118,750	118,750	
	維持管理費	190,000	190,000	190,000	190,000	
	B × 5年間(C)	1,543,750	1,543,750	1,543,750	1,543,750	
	A + C	3,431,250	1,543,750	1,543,750	1,543,750	20年間累計 8,062,500
土地売却益	1,430,000	—	—	—	1,430,000	

ウ：3施設とも除却し、1施設を新築する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
G	30 ×	—	—	—	—
H	30 ×	—	—	—	—
I	30 ×	—	—	—	—
新築施設	0	5	10	15	20

(☆：大規模改修 ☆：建替え ×：除却)

※新築施設は18,000 m<sup>2</sup>

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	1,800,000	—	—	—	
	撤去費	1,232,000	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	180,000	
	維持管理費	180,000	180,000	180,000	180,000	
	B × 5年間(C)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
	A + C	4,832,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	20年間累計 10,232,000
土地売却益	2,550,000	—	—	—	2,550,000	

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	170.5億円 (62千円)	—
イ：2施設を除却する場合	80.6億円 (29千円)	89.9億円 (▲52.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	66.3億円 (24千円)	104.2億円 (▲61.1%)
ウ：3施設を除却して1施設を新築する場合	102.3億円 (37千円)	68.2億円 (▲40.0%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	76.8億円 (28千円)	93.7億円 (▲54.9%)



(ii) ケース 2-2 (文化会館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	大規模改修費(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)			
						一括払分(千円)	各年払分(千円)						
J	2015	17,000	13,000	130,000	5,200,000	1,300,000	130,000	3,250,000	812,500	81,250	364,000	200	3,400,000
K	1975	11,000	8,000	80,000	3,200,000	800,000	80,000	2,000,000	500,000	50,000	224,000	180	1,980,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45	50	55	0★	(5)

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	800,000
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	210,000
	維持管理費	210,000	210,000	210,000	210,000
	B×5年間(C)	1,950,000	1,950,000	1,950,000	2,100,000
	A+C	1,950,000	1,950,000	1,950,000	2,900,000
					20年間累計
					8,750,000

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45	50	55	60×	—

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—	
	撤去費	—	—	—	224,000	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	180,000	180,000	180,000	130,000	
	維持管理費	210,000	210,000	210,000	130,000	
	B×5年間(C)	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,300,000	
	A+C	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,524,000	
					20年間累計	
					7,374,000	
土地売却益		—	—	—	1,980,000	
						1,980,000

ウ：1施設を2020年時点で除却する場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
J	5	10	15	20	(25)
K	45×	—	—	—	—

(☆：大規模改修 ★：建替え ×：除却)

		(千円)				
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—	
	撤去費	224,000	—	—	—	
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	130,000	130,000	130,000	130,000	
	維持管理費	130,000	130,000	130,000	130,000	
	B×5年間(C)	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
	A+C	2,274,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	
					20年間累計	
					6,174,000	
土地売却益		1,980,000	—	—	—	
						1,980,000

※団体Kの施設を築45年のタイミングで除却するため、各年払分の建築費の残額を一括で計上する。

(C) 累計費用

	20年間累計費用 (住民1人あたり)	アとイの差額 (減少率)
ア：統廃合しない場合	87.5億円 (17千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	73.7億円 (15千円)	13.8億円 (▲15.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	53.9億円 (11千円)	33.6億円 (▲38.4%)
ウ：1施設を2020年時点で除却する場合	61.7億円 (12千円)	25.8億円 (▲29.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	41.9億円 (8千円)	45.6億円 (▲52.1%)

(iii) ケース 2-3 (中央図書館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)
						一括払分(千円)	各年払分(千円)		一括払分(千円)	各年払分(千円)			
L	1975	1,000	3,000	30,000	1,200,000	300,000	30,000	750,000	187,500	18,750	84,000	120	120,000
M	1985	1,000	1,000	10,000	400,000	100,000	10,000	250,000	62,500	6,250	28,000	120	120,000
N	1975	1,000	2,000	20,000	800,000	200,000	20,000	500,000	125,000	12,500	56,000	120	120,000
O	1980	2,000	1,000	10,000	400,000	100,000	10,000	250,000	62,500	6,250	28,000	120	240,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	0★	(5)	—	—	—	500,000	2,868,750
M	35	40	45	50	(55)	—	—	—	—	
N	45	50	55	0★	(5)	43,750	43,750	43,750	62,500	
O	40	45	50	55	(60)	70,000	70,000	70,000	70,000	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						568,750	568,750	568,750	662,500	2,868,750
A+C						568,750	568,750	568,750	1,162,500	2,868,750

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	60×	—	1,187,500	—	—	—	2,008,750
M	35	40	45	50	(55)	—	—	—	—	
N	45	50	55	60×	—	118,750	118,750	118,750	118,750	
O	40	45	50	55	(60)	190,000	190,000	190,000	190,000	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						1,543,750	1,543,750	1,543,750	1,543,750	2,008,750
A+C						3,431,250	1,543,750	1,543,750	1,543,750	2,008,750
土地売却益						—	—	—	240,000	240,000

ウ：2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合

団体名	築年数(年)					(千円)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年	20年間累計
L	45	50	55	0★	(5)	—	—	—	300,000	2,052,750
M	35	40	45	50	(55)	84,000	—	—	—	
N	45×	—	—	—	—	312,500	—	—	—	
O	40×	—	—	—	—	25,000	25,000	25,000	36,250	
改修・建替え・除却時費用(A)						B×5年間(C)				20年間累計
毎年の費用(B)						7,215,000	325,000	325,000	681,250	2,052,750
A+C						7,215,000	325,000	325,000	681,250	2,052,750
土地売却益						360,000	—	—	—	360,000

※団体Nの施設を築45年で、団体Oの施設を築40年のタイミングで除却するため、各年払分の建築費の残額を一括で計上する。

(C) 累計費用

	20年間累計費用(住民1人あたり)	アとイの差額(減少率)
ア：統廃合しない場合	28.7億円(5千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	20.1億円(4千円)	8.6億円(▲30.0%)
[参考] 土地売却益を含む場合	17.7億円(3千円)	11.1億円(▲38.3%)
ウ：2施設を広域利用し、他の施設は2020年時点で除却する場合	20.5億円(4千円)	8.2億円(▲28.4%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	16.9億円(3千円)	11.8億円(▲41.0%)

(iv) ケース 2-4 (総合体育館)

(A) 施設の概要・各種費用

団体名	竣工年度(年)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	年間維持管理費(千円)	建替費(千円)	一括払分(千円)		大規模改修費(千円)	一括払分(千円)		撤去費(千円)	地価(千円/m <sup>2</sup> )	土地売却益(千円)
						各年払分(千円)	各年払分(千円)						
P	1980	10,000	5,000	37,500	1,800,000	450,000	45,000	1,000,000	250,000	25,000	140,000	130	1,300,000
Q	1995	6,000	9,000	67,500	3,240,000	810,000	81,000	1,800,000	450,000	45,000	252,000	100	600,000

(B) 計算結果

ア：統廃合しない場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
P	40	45	50	55	(60)
Q	25	30★	35	40	(45)

(☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	450,000	—	—
	撤去費	—	—	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	106,000	70,000	70,000	70,000
	維持管理費	105,000	105,000	105,000	105,000
	B × 5年間(C)	1,055,000	875,000	875,000	875,000
	A + C	1,055,000	1,325,000	875,000	875,000
					20年間累計
					4,130,000

イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合

団体名	築年数(年)				
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
P	40	45	50	55	(60)
Q	25	30×	—	—	—

(☆: 大規模改修 ★: 建替え ×: 除却)

		(千円)			
		2020-2024年	2025-2029年	2030-2034年	2035-2039年
改修・建替え・除却時費用(A)	建設費(一括払分)	—	—	—	—
	撤去費	—	252,000	—	—
毎年の費用(B)	建設費(各年払分)	106,000	25,000	25,000	25,000
	維持管理費	105,000	37,500	37,500	37,500
	B × 5年間(C)	1,055,000	312,500	312,500	312,500
	A + C	1,055,000	564,500	312,500	312,500
					20年間累計
					2,244,500
土地売却益		—	600,000	—	—
					600,000

(C) 累計費用

	20年間累計費用(住民1人あたり)	アとイの差額(減少率)
ア：統廃合しない場合	41.3億円(23千円)	—
イ：大規模改修又は建替えが必要な時点で除却していく場合	22.4億円(12千円)	18.9億円(▲45.7%)
[参考] 除却する施設の土地売却益を含む場合	16.4億円(9千円)	24.9億円(▲60.2%)

## 【参考資料⑦】

### 広域での公共施設の統廃合・共同設置 協定書例

#### 公共施設の広域利用に関する協定書

A市、B町及びC村（以下「協定市町村」という。）は、協定市町村が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）に関し、次のとおり協定する。

#### （対象施設）

第1条 広域利用の対象となる公の施設（以下「対象施設」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

#### （利用者の範囲）

第2条 対象施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、協定市町村の住民とする。

#### （利用手続）

第3条 広域利用による対象施設の利用手続は、当該対象施設を設置する市町村の住民の手続と同様とする。

#### （使用料）

第4条 広域利用による対象施設の使用料の額は、当該対象施設を設置する市町村の住民と同額とする。

#### （経費負担）

第5条 対象施設の維持管理及び運営に要する経費は、協定市町村の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金の額は、別表2に定めるところにより算定する。

#### （定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

#### （協定書の発効）

第7条 この協定は、○年○月○日から発効する。

